

2008
国民生活金融公庫
レポート

平成20年10月、当公庫は、株式会社日本政策金融公庫へ移行します。

National Life Finance Corporation

目次

CONTENTS

■ ごあいさつ	2
■ トピックス ～「日本政策金融公庫」への移行～	3
■ プロフィール	5
■ 経営方針・経営目標・年度計画	7
■ 業務の概要・融資の特徴	9
● 小企業金融の専門店	9
● 創業支援・地域活性化支援への取り組み	15
● 国民生活をサポート	29
● 国際交流	31
■ 適正な業務運営の仕組み（ガバナンス）	33
● 業務運営のマネジメントサイクル	33
● 内部管理体制	35
■ サービス向上と効率化等への取り組み	43
■ 財務の状況	45
■ 融資制度一覧	49
■ 組織・沿革	53
■ 索引	61

国民生活金融公庫レポート2008の構成

国民生活金融公庫レポート2008(ディスクロージャー誌)は「本冊」と「別冊」(資料編)の2分冊で構成されています。

ごあいさつ



皆さまには、平素より当公庫の業務にご理解とご支援をいただいております。誠にありがとうございます。

株式会社日本政策金融公庫(「政策公庫」)への移行

当公庫は、平成11年10月1日、国民金融公庫(昭和24年6月設立)と環境衛生金融公庫(昭和42年9月設立)が統合して発足しました。設立以来、小企業の皆さまへの事業資金融資(119万企業)、年収一定基準以下の世帯への教育資金融資(70万世帯)、恩給等を担保とする融資といった地域の経済や国民の生活に密着した融資を使命とし、政策金融機能の発揮に努めてきましたが、このたびの政府における政策金融の見直しの結果、当公庫は本年10月1日に、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行(国際金融等業務)と統合し、株式会社日本政策金融公庫となります。

政策公庫への当公庫業務の承継

現在の当公庫の業務につきましては、事業資金融資及び恩給等担保融資はそのまま全て、教育資金融資はご利用いただける方の範囲を縮小して政策公庫に承継されます。

政策公庫では、専門性の維持と透明性の確保のため、当公庫関連業務は統合する他機関の業務と区分経理され、単一の勘定で管理されます。また、政策公庫はガバナンス等の観点から株式会社形態をとりますが、その株式の総数の常時政府保有、予算の国会議決等が法定されており、いわゆる「民営化」するものではありません。政策公庫におきましても、現在の当公庫と同様、国の関与のもと、公共性の高い組織として政策金融機能を発揮していきます。

政策公庫への移行に向けた準備

政策公庫への円滑な移行に向けて、各地域において、同一ビルへの関係公庫支店の集合や当公庫支店への農林公庫職員の常駐等を行うなど、実務面の準備作業を着実に進めています。

また、当公庫におきましては、一昨年来、統合までの間を「足元固めの時」と位置づけ、当公庫独自の「目利き力」にさらに磨きをかけるとともに、業務の進め方を見直すため本年3月には、「プロジェクトZERO」を立ち上げ、業務プロセスの見直しを進めています。政策公庫においてもこれまでと変わらぬ信頼と安心をお届けできるよう、態勢整備に努めています。

当公庫が50年以上の長きにわたり発揮してきた政策金融機能は、10月以降、政策公庫に引き継がれますので、今後とも、皆さまの一層のご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

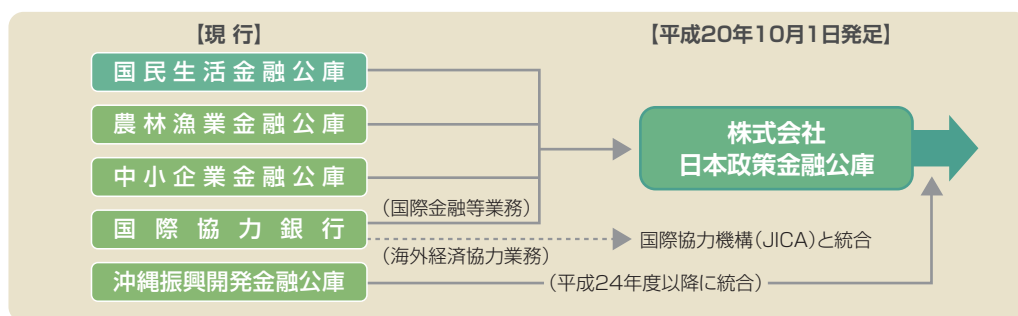
平成20年8月

総裁 薄井信明

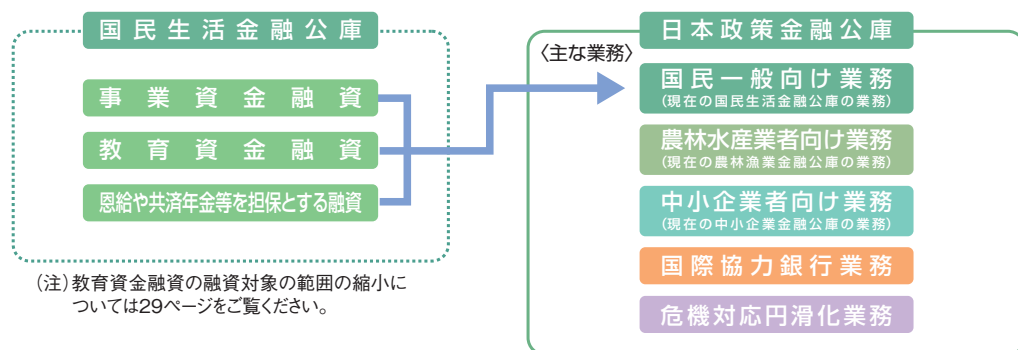
株式会社日本政策金融公庫の誕生

- 今回の政策金融改革については、平成17年より集中的に議論が重ねられ、「国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援する機能、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るための機能」が、民業補完のもと、将来とも必要であり残すべき政策金融機能とされ、それらの機能は新しい政策金融機関が担うこととされました。
- 新しい政策金融機関は、平成20年10月1日、当公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行(国際金融等業務)が統合して、「株式会社日本政策金融公庫」(以下「政策公庫」といいます。)としてスタートします。

▼ 日本政策金融公庫への移行のイメージ図



- 当公庫が現在行っている“小企業のみならずへの小口融資”や“創業支援”などの事業資金融資(経営改善貸付(マル経融資)、生活衛生資金貸付を含みます。)、恩給や共済年金等を担保とする融資は、そのまま政策公庫に引き継がれます。また、教育資金融資については、融資対象の範囲を縮小して承継されます。



■ 日本政策金融公庫のコーポレートロゴマーク

▼ シンボルマーク



【デザイン】

地域、日本、世界を表す、白い小円と明るさを変えた2つの正円の中に「JFC^{*}」を配して、地域経済、国民経済、国際経済の成長・発展に貢献する日本政策金融公庫を表現しています。

また、正円の拡がりは、お客さま一人ひとりの声を大切にし、ステークホルダーとともに協力・協調の輪をつくっていく日本政策金融公庫の姿を表しています。

【カラー】

すがすがしく、みずみずしい若草をイメージさせるグリーンは、政策金融機関としての「安心」や「信頼」を表しています。

▼ ロゴタイプ

日本政策金融公庫

※日本政策金融公庫の英文名称 Japan Finance Corporation の略称

政策公庫のアウトライン

組織形態

1 公共性の高い株式会社

政策公庫は、「株式会社」となりますが、政策公庫の株式は、政府がそのすべてを常時保有すると法定されていますので、公共性の高い政策金融を担うという組織の性格は、政策公庫になっても変わりません。株式会社の形態をとるのは、株式会社のガバナンスの仕組みを活用して透明性の高い効率的な事業運営を行うためであり、**民営化するというものではありません。**

2 専門性を維持

政策公庫では、統合前の各機関の業務の「専門性の維持・強化」を図ることとされています。統合後も、これまでと同様にきめ細かく円滑に現在の当公庫が担っている機能を発揮していきます。また、統合前の各機関の業務を適切に実施していくために、業務ごとに勘定区分を設けて区分経理して管理することとなっていますので、**効率性を優先して採算性の低い小企業の方が融資を受けにくくなることはありません。**

融資制度

3 当公庫の事業資金融資は政策公庫に承継

当公庫の「普通貸付（一般貸付）」をはじめとする事業資金融資はすべて政策公庫に引き継がれますので、**これまでどおりにご利用いただけます。**

4 教育資金融資については融資対象の範囲を縮小

ご利用いただける方の**世帯の年間収入（所得）の上限金額が引き下げられ**、お子さまの人数に応じた収入（所得）の上限額に変更されたうえで政策公庫に引き継がれます。

詳しくは、29ページをご覧ください。

お客さまのお取引

5 現在お取引中のご融資は、そのまま承継

政策公庫への移行に伴いご契約内容（金利、返済条件等）の変更、新たなお手続きなど、お客さまにご負担をおかけすることはありません。また、現在ご利用中の支店で、引き続きお取引いただけます。なお、お支払いの際に預金口座振替をご利用のお客さまについては、引落名義人が「国民生活金融公庫」から「株式会社日本政策金融公庫」（金融機関により表示方法は異なります。）に変更となります（引落名義人の変更に関するお手続きは不要です。）。

店舗関連

6 移転等により同一建物での業務を開始

「政策金融改革に係る制度設計」に沿って、**統合する複数の機関の支店が同一地域にある場合に統合する方針で店舗統合の準備を進めています。**平成19年9月、高松および高知において、全国に先駆け、当公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫の支店（拠点）が同一ビルで営業を開始したのを皮切りに、条件の整った地域から、移転等により同一建物での業務を開始しています。

（注）店舗統合の状況については、当公庫ホームページ「店舗のご案内」コーナーに掲載しています。

サービスの向上

7 幅広いサービスを提供

店舗統合により、主要な支店においては、政策公庫のすべての金融サービスを提供することが可能になります。その他の支店においては、すべての部門の制度概要等について情報提供を行っていきます。また、各機関のノウハウの共有や支援ツールの活用などにより、**ビジネスマッチングや農商工連携の推進、事業のグローバル化支援**など、幅広いサービスを提供していきます。

プロフィール

小企業等の支援を目的とした**政府系金融機関**です。

当公庫は、一般の金融機関から資金の融通を受けることが困難な小企業をはじめとした国民のみなさまが必要とする資金を供給することによって、国民経済の健全な発展と公衆衛生などの国民生活の向上に寄与することを目的としています。（国民生活金融公庫法第一条）

国民生活に密着した公庫融資

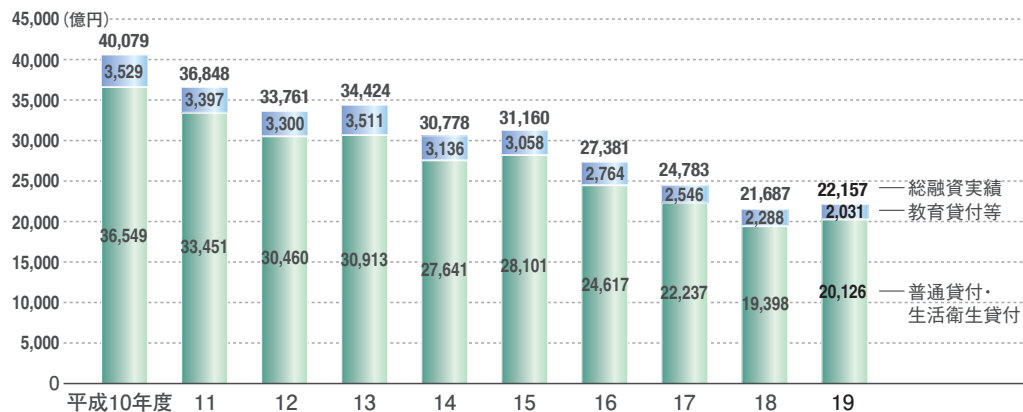
- 小企業のセーフティネットとして、数多くの企業に小口融資を安定的に提供しています。
 - ・ 事業資金の融資先数は**119万企業**となっています。
 - ・ 1企業あたりの平均融資残高は**568万円**です。
 - ・ 融資先企業の**約9割が従業員9人以下**の小企業です。
- 創業企業（創業前および創業後1年以内）への融資は年間**2万1千企業**にのびります。
- 国の教育ローンは**70万世帯**を超えるみなさまにご利用いただいています。
- 恩給や共済年金等を担保とする融資は高齢者のみなさまに幅広くご利用いただいています。

▼ 組織の概要

発足年月日	平成11年10月1日 (国民金融公庫(昭和24年6月設立)と環境衛生金融公庫(昭和42年9月設立)が統合)
根拠法	国民生活金融公庫法
資本金	3,811億86百万円
主務大臣	財務大臣・厚生労働大臣
支店数	152支店(沖縄県を除く全国)
職員数	4,721人(平成20年度上期予算定員)
総融資残高	7兆8,605億円

- (注)1 資本金、支店数および総融資残高は平成19年度末現在のものです。
2 平成19年10月1日現在の職員数および平均年齢は次のとおりです。
(1)職員数4,610名(男性3,701名、女性909名)
(2)平均年齢39.3歳(男性40.6歳、女性34.2歳)

▼ 総融資実績（フロー）の推移



(注)平成11年9月までは、統合前の国民金融公庫と環境衛生金融公庫の計数の合計です。

事業資金をはじめ、国民生活に密着した多様な融資を行っています。

当公庫は、事業資金を必要とする小企業をはじめ、お子さまの教育資金を必要とする方々など、数多くのみなさまにご利用いただき、国民生活の向上、地域経済の活性化に貢献しています。

ご利用いただける方	融資制度等
中小企業のみなさま	<p>普通貸付（長期・固定金利でお使いみちいろいろ）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般貸付 ほとんどの業種の方に 特別貸付 創業や経営革新などを行う方に 経営改善貸付 商工会議所・商工会の経営指導を受けている方に（マル経融資） <p>生活衛生貸付（生活衛生関係営業を営む方に）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般貸付 衛生水準向上のため設備投資を行う方に 振興事業貸付 生活衛生同業組合の組合員の方に 生活衛生改善貸付 生活衛生同業組合・生活衛生営業指導センターの経営指導を受けている方に <p>創業相談 経営相談 情報提供</p>
教育資金を必要とするみなさま	<p>教育貸付（国の教育ローン）</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育一般貸付 高校、大学等に入学・在学される学生・生徒の保護者の方に 郵貯貸付 教育積立郵便貯金の積立を完了している方に 年金教育貸付 厚生年金保険または国民年金の加入期間が10年以上の被保険者の方に^(注) <p>(注) 独立行政法人福祉医療機構の申込あっせんが必要ですが、平成20年度から申込あっせん業務は休止されています。</p>
恩給や共済年金等を受けている方	<p>恩給・共済年金担保貸付</p> <p>恩給や共済年金等の受給者で住宅などの資金や事業資金を必要とする方に</p>
厚生年金や労災年金等を受けている方	<p>厚生年金等担保貸付（独立行政法人福祉医療機構からの受託業務）</p> <p>厚生年金等の受給者で住宅などの資金や事業資金を必要とする方に</p>

(注) 融資制度の概要は49～52ページをご覧ください。

経営方針・経営目標・年度計画

当公庫では、政策金融機関としての使命を果たすために、「経営方針」等を策定しています。

具体的には、長期的な基本方針である「経営方針」、中期的な経営の方向性である「経営目標」、当年度に取り組むべき課題である「年度計画」を策定し、この「経営方針」等に沿って業務を運営しています。

経営方針 ＜基本的な方針＞	経営目標 ＜中期的な目標＞	
 <p>サポーター宣言</p>	5本の柱	26のテーマ
<p>お客さまへのサービスを第一に、民間金融機関では対応の難しい分野で、「地域の公庫、身近なこくきん」として小口融資や創業支援などを推し進めます。</p>	1 政策的機能の強化 ～「小企業金融の専門店」として政策的機能を発揮します～	<ul style="list-style-type: none">● リスクテイク能力を一層高め、小企業のみなさまの資金需要に的確にこたえます。● 創業・再チャレンジ、第二創業を目指すみなさまや企業再建・事業承継を図るみなさまを積極的に支援します。● 担保や第三者保証人を不要とする融資、マル経融資などに積極的に取り組みます。● 災害をはじめとした危機発生時に、特別相談窓口を設置し迅速に対応するなど、セーフティネット機能を着実に発揮します。● 小企業のみなさまの経営の安定につながるよう返済条件のご相談に応じます。● 教育資金を必要とするみなさまを支援します。
 <p>自己改革宣言</p>	2 地域との連携強化 ～「地域活性化」へ積極的に貢献します～	<ul style="list-style-type: none">● 全国の支店ネットワークを活かして、地域の課題やニーズに的確に対応します。● 地域資源の活用や農工商連携に取り組む小企業を積極的に支援します。● 商工会議所・商工会・生活衛生関係団体・地方公共団体・大学や創業支援団体との連携をはじめ、地域との結びつきを強化します。● 地域密着型金融（リレーションシップバンキング）の機能強化に取り組む地域金融機関との連携を強化します。
<p>不断の自己改革を推進することによって、経営の効率性・健全性・透明性を高め、みなさまの期待と信頼にこたえます。</p>	3 時代の変化に応じたサービスの提供 ～情報提供や経営相談などのサービスの向上に努めます～	<ul style="list-style-type: none">● 総合研究所の調査結果をはじめ、当公庫が長年にわたって蓄積してきた情報を、幅広く提供します。● 小企業のみなさまからの経営に関するご相談に的確に対応します。● 「こくきん創業支援センター」・「こくきんビジネスサポートプラザ」を通じて、創業を予定されているみなさまなどへ夜間・休日相談やセミナーを充実します。● ビジネスマッチングサービスの展開など幅広いサービスの提供に努めます。● 開発途上国に対して小企業金融のノウハウを提供し、国際社会に貢献します。
新公庫への移行に向けて	4 信頼性の向上 ～効率性、健全性、透明性を高め、信頼される公庫を目指します～	<ul style="list-style-type: none">● 収支差補給金をゼロとし、国民負担に頼らない経営を継続します。● コンプライアンスを徹底します。また、反社会的勢力には断固とした態度で臨みます。● お客さまへの丁寧な説明や情報管理を徹底するなど、お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上に努めます。● 信用リスク、事務リスクなどの各種リスクを適切に管理するとともに、統合的なリスク管理に努めます。● ホームページやディスクロージャー誌などを活用し、情報の開示に積極的に取り組みます。● 環境に配慮した企業活動に努めるとともに、環境に寄与する業務に積極的に取り組みます。
<p>【サポーター宣言】と【自己改革宣言】を着実に実践しつつ、公庫融資の専門性の維持・強化、統合効果の発揮を念頭に置いて、新公庫へ円滑に移行します。</p>	5 自己改革の推進 ～自律的な業務運営に取り組めます～	<ul style="list-style-type: none">● Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Action（改善）のマネジメントサイクルを強化します。● BPR（ビジネス・プロセスの根本的な見直し（リエンジニアリング））の活用、IT化の促進などにより「捨てる勇氣・残すこだわり」を持った業務の見直しを進めます。● 常にお客さまの声に耳を傾け、業務に反映させる態勢を強化します。● 独自の審査ノウハウの一層の向上に努め、職員の「目利き力」を強化します。● 働き甲斐のある職場をつくり、女性の活躍を推進するなど職員の意欲や能力を高めます。

行動指針

- 常にお客さまを第一に考え、使命感と責任感をもって業務にあたります。
- 親切・丁寧・迅速な対応により、心のかよう接遇に努めます。
- みなさまとの対話を大切にし、そのご意見をサービスに反映させるよう努めます。

年度計画

(平成20年度)

課 題	評価指標
●資金需要への的確な対応	○普通貸付、生活衛生資金貸付の融資実績 ○特別貸付の融資実績 ○従業者規模別の融資件数構成比 ○企業規模別の融資件数構成比 ○融資金額別の融資件数構成比 ○審査処理日数
●創業・再チャレンジ、第二創業及び企業再建・事業承継の推進	◎新規開業企業に対する融資実績【企業数：2万2千企業以上】 ◎企業再建・事業承継支援資金の融資実績【件数：19年度実績以上】 ○新創業融資制度の融資実績 ○女性、若者／シニア起業家資金の融資実績 ○再チャレンジ支援融資【再挑戦支援資金】の融資実績 ○第二創業企業に対する融資実績 ○創業・第二創業に関する情報提供冊子の発行部数
●保証人等へ依存しない融資の推進	○第三者保証人等不要融資制度の融資実績 ○第三者保証人を徴求しない貸付の融資実績 ○担保別の融資件数構成比
●自然災害・社会的ショックへの迅速な対応	○特別相談窓口の設置件数 ○災害貸付の融資実績
●経営再建等の支援の推進	○返済条件変更の実施の状況 ○中小企業再生支援協議会等からの支援要請に関する返済条件変更等実施の状況
●教育資金を必要とするみなさまの支援	○教育資金貸付の融資実績 ◎教育ローンコールセンターにおける電話相談の実績【件数：19年度実績以上】
●地域の課題等を踏まえた地域経済活性化への貢献	◎地域活性化関連の融資実績【件数：19年度実績以上】 ○地域活性化ネットワークに資する活動件数
●地域資源の活用や農商工連携の推進	◎新事業活動促進資金【中小企業地域資源活用プログラム関連及び農商工関連】の融資実績【件数：19年度実績以上】 ◎中小企業地域資源活用プログラムの発掘の実績
●商工会議所等との連携による地域との結びつきの強化	○商工会議所等との連携実績 ○大学との連携実績
●地域金融機関との連携の強化	○地域金融機関との連携融資及び協調融資の実績 ○地域金融機関との情報交換会の回数 ○業務連携の覚書を締結した金融機関数
●幅広い情報提供の推進	○調査研究結果等の外部への発表実績 ○支店長等が行った講演会や勉強会の回数
●経営相談の推進	○経営相談専任担当者配置支店における経営相談の実績
●夜間・休日相談、セミナー等を通じたサービスの向上	◎夜間・休日相談の開催回数【回数：19年度実績以上】 ○「こくさん創業支援センター」・「こくさんビジネスサポートプラザ」でのセミナー開催件数
●幅広いサービスの提供の推進	○ホームページからの申込件数【教育資金貸付】 ○財務診断コーナーの活用件数
●ODA機関や国際機関と連携した技術協力の推進	○海外セミナーなどへの講師派遣件数の実績 ○外国人向け研修への講師派遣および視察団受入の実績
●国民負担に頼らない経営	○国民生活金融公庫補給金【収支差補給金】の実績 ○経費率の実績
●コンプライアンスの徹底	○コンプライアンスに関する研修の開催回数、参加人数
●顧客保護等管理の徹底	○顧客情報管理に関する研修の開催回数、参加人数
●適切なリスク管理の推進	○不良債権比率の実績 ○デュレーションの実績
●ディスクロージャーの推進	◎ホームページへのアクセス件数【件数：19年度実績以上】 ○情報公開制度による開示実績
●環境に配慮した取組みの推進	◎特定調達物品の購入の実績【目標値達成品目の割合：100%】 ○環境・エネルギー対策貸付及び環境対策関連貸付の実績
●マネジメントサイクルの強化	—
●業務プロセスにおける問題点の把握及び見直しに向けた態勢面の整備	—
●お客さまの声を踏まえた業務改善の推進	◎顧客満足度調査における「総合満足度」の満足度【DI：90以上】 ○「お客さまご意見箱【ホームページ】」への投函件数
●審査技術の向上	○審査業務に関する研修の開催回数、参加人数
●職員の意欲や能力の向上	○新規採用職員に占める女性割合 ○集合研修の開催回数、参加人数 ○外部研修の参加人数 ○通信教育受講者数

(注)「評価指標」には、目標値を設定している指標(◎目標値設定指標)及び目標値を設定していない指標(○モニタリング指標)がある。
目標値設定指標は目標値に対する実績の達成度によって、モニタリング指標は経年的な実績の推移によって評価するものである。

- 規律の保持をはじめ、コンプライアンス（法令などを守ること）の徹底を図ります。
- コスト意識の徹底を図ります。
- 時代の変化に即応できる広範な知識の習得に努めます。

業務の概要・融資の特徴

小企業金融の専門店

事業資金の融資先数は **119万企業** となっています。

当公庫の事業資金の融資先数は119万企業にのびます。融資先企業の総従業員数は約750万人^(注)であり、日本の総就業者数の約12%を占めています。

(注)当公庫「小企業の役割と公庫の融資に関する調査」(2006年)より推計した融資先1企業あたりの平均従業員数6.3人より算出したものです。

▼ 融資先企業数

(平成19年度末)

当公庫	信用金庫計 (281 金庫)	国内銀行計 (146 行)
119万企業	123万企業	230万企業

(注) 1 当公庫の数値は、普通貸付および生活衛生貸付の融資先企業の合計です。

2 国内銀行とは、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行等です。

3 信用金庫および国内銀行の数値には、個人向け(住宅・消費・納税資金等)、地方公共団体向け、海外円借款、国内店名義現地貸を含みません。

(資料)日本銀行ホームページ

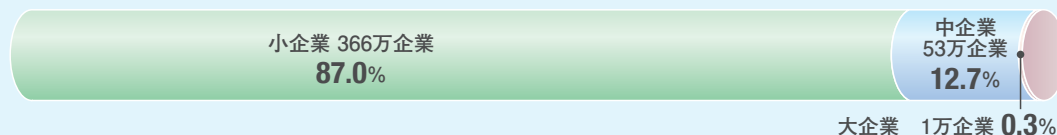
■ 小企業の役割と特徴

小企業は、個々の規模は小さく零細であっても、その総数は366万企業(日本の企業の87%)にのぼり圧倒的な多数派です。また、小企業は、地域社会において、雇用の苗床、地域と住民を結ぶ絆の役割を担うなど地域社会には欠かせない存在です。

しかし、一方で、小企業の財務体質は脆弱で自己資本不足の傾向にあり、資金調達力も弱い状況にあります。

当公庫はこうした小企業に対して長期の運転資金等を供給することにより、その経営の安定化を支援しています。当公庫からの借入金は小企業にとって擬似資本的な役割を果たしているといえます。

▼ 規模別企業数



(注)小企業は、常用雇用者数20人以下(卸売業、小売業、飲食店、サービス業は5人以下)の企業、中企業は、常用雇用者数300人以下(卸売業、サービス業は100人以下、小売業、飲食店は50人以下)、または資本金3億円以下(卸売業は1億円以下、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円以下)であって小企業ではないものとした。

(資料)中小企業庁「中小企業白書(2008年版)」

総務省「事業所・企業統計調査(2006年)」を中小企業庁が再編加工

■ 小企業のみなさまへの小口融資～政策金融機関としての使命～

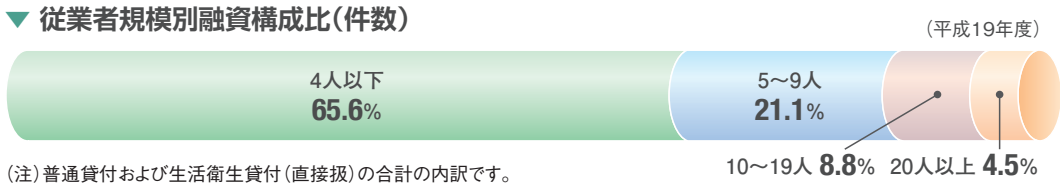
小企業は、わが国経済や地域社会において重要な役割を果たしています。しかし、小企業金融は、「担保力が弱い」、「帳簿等の整備が十分ではない」、「資金需要が小口」といった理由から採算が取りにくく、民間金融機関では対応が難しい分野です。とりわけ、創業企業への融資は、「事業実績がない」という問題もあります。こうした分野を補完するのが政策金融機関としての当公庫の役割です。

当公庫は、小企業の経営者のみなさまからフェイスツーフェイスでじっくり話を聴き、また、事業の現場に伺うなどして、限られた情報を補完しながら小企業の実態を把握し、融資を行っています。こうしたきめ細かな取り組みと長年培ってきた独自の目利きノウハウにより、小企業への政策金融機能を担っています。



融資先は小企業が中心であり、半数は個人企業です。

当公庫の融資先は、生花店、パン屋、飲食店、理・美容所、工務店などのように各地域の住民の生活に密接なかかわりを持った生業的な小企業が中心です。融資先の約9割が従業員9人以下であり、個人・法人別でも個人企業が約半数を占めています。



小口融資が主体です。

当公庫の融資は、小口融資が主体で、融資金額500万円以下の割合が約6割(件数)を占めています。また、1企業あたりの平均融資残高は568万円であり、信用金庫の約6分の1、国内銀行の約14分の1となっています。



▼ 1企業あたりの平均融資残高 (平成19年度末)

当公庫	信用金庫計 (281 金庫)	国内銀行計 (146 行)
568 万円	3,362 万円	7,996 万円

(注) 1 当公庫の数値は、普通貸付および生活衛生貸付の合計です。
 2 国内銀行とは、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行等です。
 3 信用金庫および国内銀行の数値には、個人向け(住宅・消費・納税資金等)、地方公共団体向け、海外円借款、国内店名義現地貸を含みません。

(資料) 日本銀行ホームページ

担保・保証人の要件を緩和した融資を推進しています。

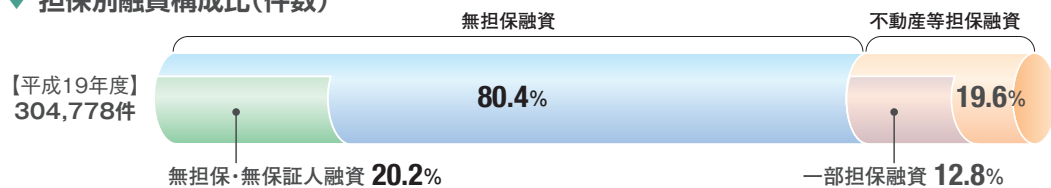
小企業は、金融機関からの借入に際して担保として提供できる不動産等を所有していないケースが少なくありません。当公庫は、このような小企業のみなさまに対して、長年培ってきた独自の目利きノウハウを生かし、担保・保証人の要件を緩和した融資に積極的に取り組んでいます。

無担保融資を推進

無担保融資の割合は全体の約8割(件数)となっています。

無担保・無保証人融資の割合は全体の約2割(件数)となっています。

▼ 担保別融資構成比(件数)

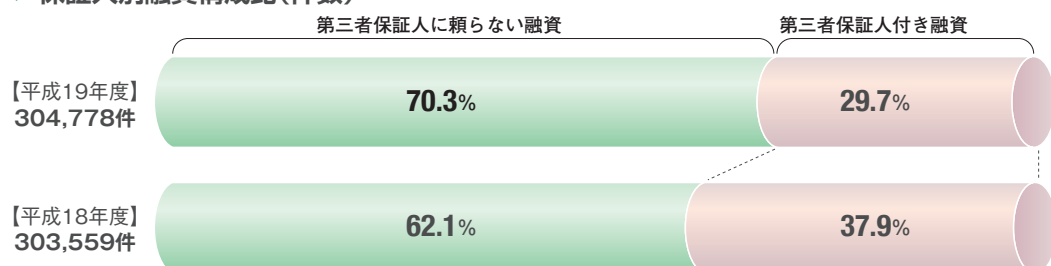


(注) 1 普通貸付(直接扱)および生活衛生貸付(直接扱)の合計の内訳です。
2 一部担保融資とは、不動産等担保が融資額に満たない場合をいいます。

第三者保証人に頼らない融資を推進

第三者保証人に頼らない融資(無保証人または経営者やご家族の方などの保証による融資)の割合は、年々増加しており、平成19年度は全体の7割(件数)を超えています。

▼ 保証人別融資構成比(件数)



(注) 1 普通貸付(直接扱)および生活衛生貸付(直接扱)の合計の内訳です。
2 第三者保証人に頼らない融資とは、無保証人または経営者やご家族の方などの保証による融資です。

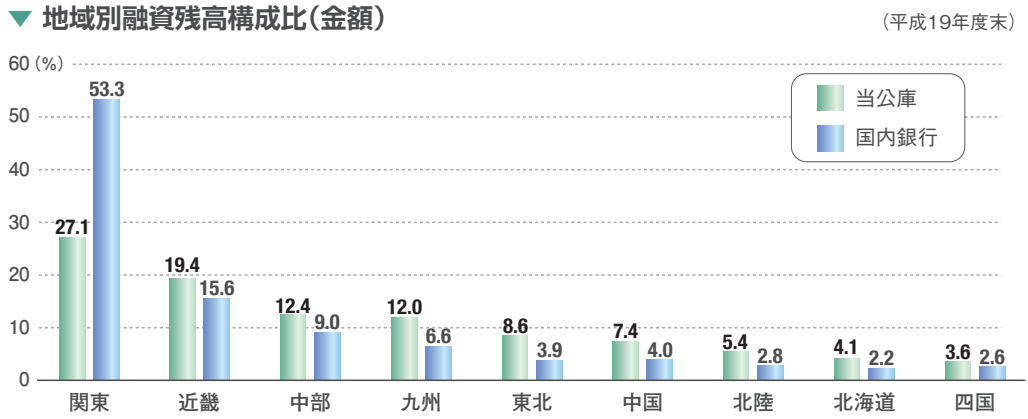
■ 「無担保・無保証人の融資」、「第三者保証人等を不要とする融資」の拡充

担保・保証人に過度に依存しない融資に対する小企業のみなさまからのニーズがますます高まっています。当公庫は、こうしたお客さまのニーズに対応した融資制度の開発・提供に努めています。

無担保・無保証人の融資	経営改善貸付(マル経融資) 生活衛生改善貸付	昭和48年度取扱開始(融資限度額100万円) ・平成4年度 別枠(融資限度額100万円)の取扱開始 ・平成7年度 融資限度額を550万円に増額 ・平成9年度 別枠の限度額を450万円に増額 ・平成20年度 融資限度額を1,000万円に増額(本枠・別枠の一体化)
	新創業融資制度	平成13年度取扱開始(融資限度額150万円(14年1月から550万円に増額)) ・平成16年度 融資限度額を750万円に増額 ・平成17年度 融資対象要件緩和(地域再生計画認定者に限定) 自己資金割合1/2以上→1/3以上 ・平成19年度 融資限度額を1,000万円に増額 融資対象要件緩和 自己資金割合1/3以上を全対象者に運用
第三者保証人等を不要とする融資		平成14年度取扱開始(融資限度額1,000万円) ・平成16年度 融資限度額を1,500万円に増額 ・平成17年度 第二創業を図る方の融資限度額を2,000万円に増額 アスベスト関連融資の上乗せ利率の免除 ・平成18年度 融資対象要件の緩和 ・平成19年度 上乗せ利率の引き下げ 融資限度額の増額(平成19年4月1日~2,000万円、平成20年2月25日~4,800万円) ・平成20年度 納税にかかる融資対象要件を緩和 保証人の取り扱いを変更(原則として、個人の方は無保証、法人の方は代表者のみの保証)

地域や業種を幅広くカバーした融資を行っています。

小企業は全国各地で国民生活に密着したさまざまな事業を営んでいます。当公庫は、こうした小企業のみなさまに対して、全国152の支店を通じ、地域や業種を幅広くカバーし、きめ細かな融資を行っています。



(注) 1 当公庫の数値は、普通貸付および生活衛生貸付の合計です。
 2 国内銀行とは、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行等です。
 3 国内銀行の数値は銀行勘定で、個人向け(住宅・消費・納税資金等)、地方公共団体向け、海外円借款、国内店名義現地貸を含みます。

(資料)日本銀行ホームページ



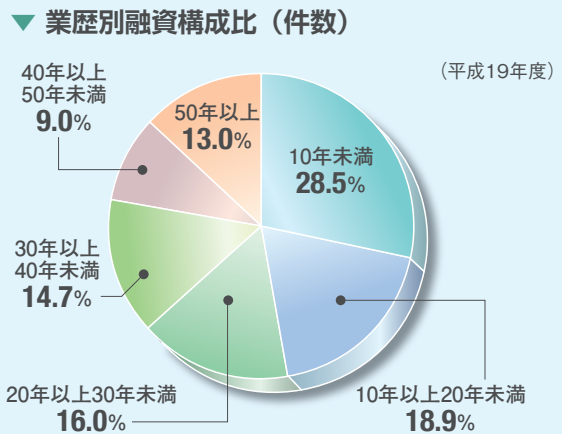
(注)普通貸付および生活衛生貸付の合計の内訳です。

■ 融資先は生活密着型の事業から最先端の事業まで、多種多様な小企業

小企業は、日本の企業数の87%を占める圧倒的な多数派ですが、その一つ一つは多種多様です。

たとえば、身近な商店街の食料品店や近所の工務店など、昔ながらの商売があれば、バイオやIT(情報通信)など最先端の知識や技術を駆使した事業もあります。また、創業したばかりの企業もあれば、半世紀以上の業歴を有する老舗企業もあります。

当公庫では、地域の生活に密着した企業から新市場のパイオニアとなり得る企業まで、さらに創業期の企業から老舗企業にいたるまで、多種多様な小企業のみなさまに幅広くご利用いただいています。



(注)普通貸付(直接扱)および生活衛生貸付(直接扱)の合計の内訳です。

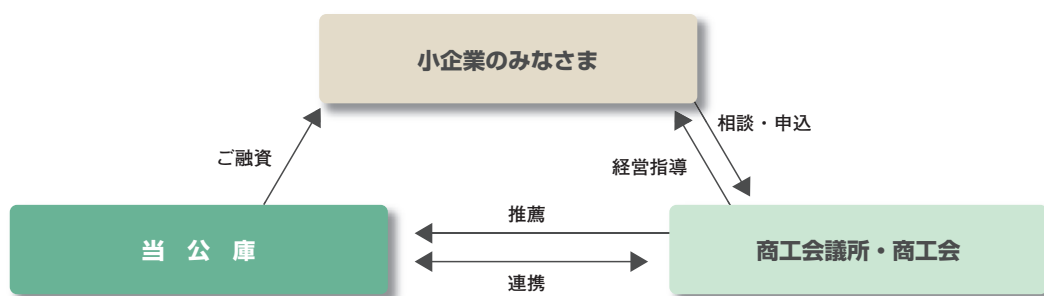
商工会議所・商工会と連携しています。

当公庫では、全国各地域の商工会議所・商工会と密接に連携し、経営改善貸付(無担保・無保証人)や相談会などを通じて小企業のみなさまの経営改善を支援しています。

経営改善貸付(マル経融資)

商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小企業のみなさまが、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度です。昭和48年の制度創設以来、これまで約465万件のご利用をいただいています。

▼「経営改善貸付(マル経融資)(無担保・無保証人)の仕組み



商工会議所・商工会等で相談会(「一日公庫」)を開催しています。

商工会議所・商工会等において、当公庫の職員が融資のご相談を承る相談会(「一日公庫」)を開催しています。毎年多くの小企業のみなさまにご相談いただいています。

▼ 商工会議所・商工会における「一日公庫」の開催数

平成 17 年度	18 年度	19 年度
2,738	2,881	2,949

■ 創業・経営革新支援セミナー等における連携

商工会議所・商工会が主催する創業セミナーや経営革新支援セミナー等に当公庫職員を講師として派遣するなど、商工会議所・商工会と連携して地域の創業・経営革新支援活動に積極的に取り組んでいます。セミナーでは創業や新分野への進出を考えている方を対象にビジネスプランの作成方法、資金調達の方法、当公庫の融資制度等についてわかりやすく説明しています。セミナー受講後、当公庫の融資を利用し、創業や経営革新に取り組む方も数多くいます。



さいたま商工会議所「女性創業塾」(平成20年7月26日)

生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センターなどと連携しています。

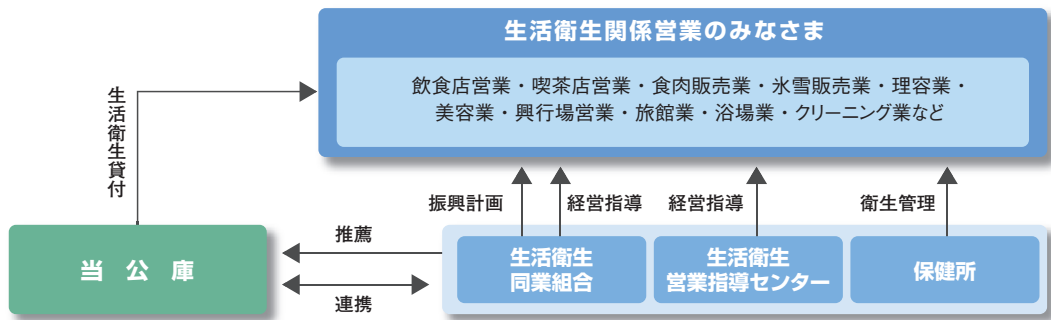
当公庫は生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センター、保健所などと密接に連携し、生活衛生貸付を通じて生活衛生関係営業のみなさまの衛生水準の維持・向上を支援しています。

生活衛生貸付（生活衛生改善貸付を含む）

生活衛生関係営業のみなさまが、衛生水準を維持・向上するためにご利用いただける制度です。また、生活衛生改善貸付は、生活衛生同業組合等の経営指導を受けているみなさまが、設備資金及び運転資金^(注)を無担保・無保証人でご利用いただける制度です。

(注)運転資金は平成20年度からお取り扱いしています。

▼ 生活衛生関係営業のみなさまを支援する仕組み



生活衛生関係営業の各業種に幅広く融資を行っています。

生活衛生貸付は、生活衛生関係営業の各業種の方に幅広くご利用いただいています。融資先の約8割が個人企業です。

▼ 業種別融資構成比（件数）



(注)生活衛生貸付の内訳です。

▼ 個人・法人別、資本金別融資構成比（件数）



(注)生活衛生貸付の内訳です。

衛生環境が激変した場合の緊急融資を行っています。

衛生水準の維持・向上に著しい支障を来すような感染症または食中毒の発生による衛生環境の激変が起こった場合は、貸付限度額等に特例を設けた衛生環境激変特別貸付を実施しています。

▼ 近年における衛生環境激変特別貸付の融資実績

激変貸付の名称	件数	金額
高病原性鳥インフルエンザ(平成16年3月～9月)	140件	822百万円
重症急性呼吸器症候群(SARS)(平成15年6月～12月)	26件	193百万円
牛海綿状脳症(BSE)(平成13年10月～14年10月)	1,714件	10,719百万円

創業支援・地域活性化支援への取り組み

～地域のお客さまのさまざまなニーズにおこたえています～

創業・再チャレンジ・第二創業を支援

- 創業前および創業後間もない方、創業に再チャレンジする方、新たな事業活動にチャレンジする方（「第二創業」を図る方）を積極的に支援しています。

創業後5年以内の企業への融資実績は

48,572 企業

そのうち、創業前および

創業後1年以内の企業への融資実績は

21,250 企業

にのぼります。

再チャレンジ支援（再挑戦支援資金）の融資実績

1,064 件

第二創業支援（新事業活動促進資金）の融資実績

3,300 件

（注）融資実績はいずれも平成19年度の実績です。以下も同様です。

詳しくは [P.17～20](#)

地域資源を活用した事業を支援

- 「中小企業地域資源活用促進法」に基づく地域産業資源活用事業計画の認定を受けた方を対象とした融資制度を通じて地域活性化を支援しています。

「中小企業地域資源活用プログラム」認定企業への融資実績

18 件

- 独立行政法人中小企業基盤整備機構と連携して、地域資源を活用した新商品・新サービスの開発等を行う企業をバックアップしています。

詳しくは [P.21](#)

中心市街地・商店街等の活性化を支援

- 地方自治体や地域の商工会・商工会議所などの関係機関と協力し、中心市街地・商店街の活性化を支援しています。

中心市街地関連地域において事業を営む方への融資実績

10,520 件

（注）企業活力強化資金（企業活力強化貸付）の中心市街地関連地域における融資実績と食品貸付の認定中心市街地等における融資実績の合計です。

詳しくは [P.22](#)

企業再建・事業承継を支援

- 経営の立て直しを図る方、事業を承継する方を積極的に支援しています。

企業再建を図る方・事業を承継する方への融資実績
（企業再建・事業承継支援資金）

76 件

詳しくは [P.23](#)

地域金融機関等との連携による企業支援

- 創業支援分野などで地域密着型金融(リレーションシップバンキング)の機能強化に取り組む地域金融機関等との連携を強化しています。

業務連携の覚書を締結した金融機関数
412 機関

(注)平成20年7月末現在

詳しくは [P.23](#)

産学連携を支援

- 中小企業の技術相談の取り次ぎや大学発ベンチャー企業への融資などを通じて産学連携をサポートしています。

産学連携に関する覚書を締結した大学
25 大学

(注)平成20年7月末現在

詳しくは [P.24](#)

経営環境や金融環境の変化等に対するセーフティネット機能

- 災害の発生、原油価格の上昇などの不測の事態が発生した場合、直ちに特別相談窓口を設置し、影響を受けた小企業のみなさまからの融資や返済条件の緩和などのご相談に迅速に対応しています。

▼ 現在設置中の主な特別相談窓口

(平成20年7月末現在)

窓口名	設置年月
平成20年岩手・宮城内陸地震災害に関する特別相談窓口	平成 20 年 6 月
建築関連中小企業者対策特別相談窓口	平成 19 年 10 月
原油・原材料価格上昇に関する特別相談窓口 ^(注)	平成 19 年 8 月 ^(注)

(注)平成17年9月に設置した「原油価格上昇に関する特別相談窓口」から窓口名を変更しました。

詳しくは [P.25 ~ 26](#)

経営相談・情報提供

- 小企業のみなさまからの経営に関するご相談にきめ細かく対応できる態勢づくりに努めています。
- 経済・金融動向や中小企業の経営問題などをテーマにした地域の講習会や講演会などへ講師を派遣しています。

講習会や研修会などへの講師派遣回数
1,722 回

詳しくは [P.27 ~ 28](#)

創業企業（創業前および創業後1年以内）への融資は年間2万1千企業にのぼります。

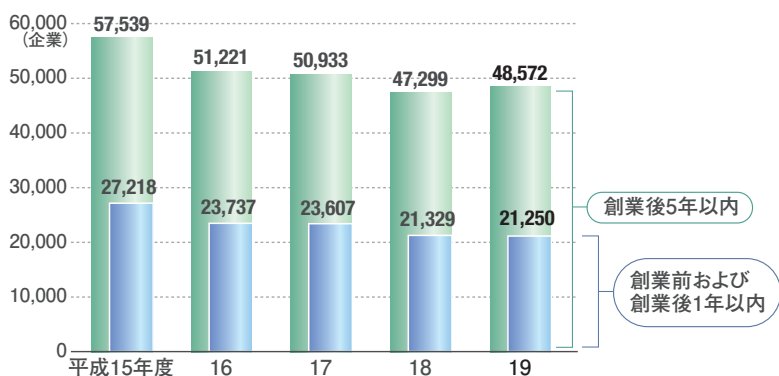
創業前および創業後間もない方は、営業実績が乏しいなどの理由から一般の金融機関から融資を受けることが困難な場合が少なくありません。当公庫では、従来からこのような創業企業に対しても積極的に融資を行っています。

平成19年度は、創業後5年以内の企業に対する融資実績は48,572企業になりました。そのうち、民間金融機関から資金調達が特に困難な**創業前および創業後1年以内の企業に対する融資実績は21,250企業**になりました。これにより**8万人強の雇用創出^(注)**がなされたと考えられます。

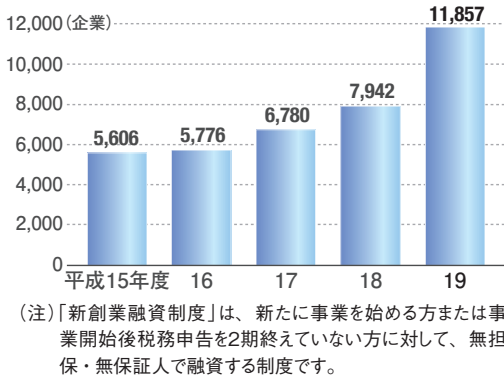
また、税務申告を2期終えていない方へ無担保・無保証人で融資する「新創業融資制度」の平成19年度の融資実績は11,857企業になりました。

(注)当公庫「新規開業実態調査」(2007年度)による創業時点での平均従業者3.9人より算出したものです。

▼ 創業間もない企業に対する融資実績の推移(企業数)



▼ 「新創業融資制度」の融資実績の推移(企業数)

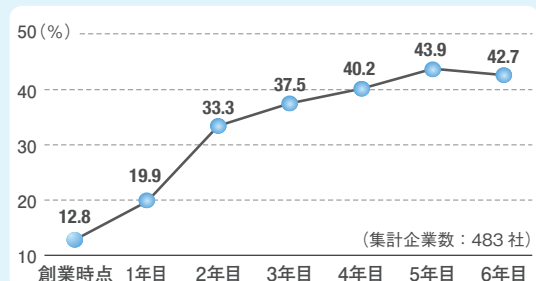


■ 公庫融資による呼び水効果 ~新規開業企業を対象とするパネル調査結果から~

当公庫融資先に対して実施した「新規開業企業を対象とするパネル調査」によると、民間金融機関からの借入がある企業の割合は、創業時に比べて大きく増加しています(図1)。また、金融機関からの平均借入残高をみると、当公庫からの借入残高は年々減少しているのに対し、民間金融機関からの借入残高は急ピッチで増加し続けています(図2)。

これは、当公庫の融資で創業した企業が順調に成長し、民間金融機関が融資に必要な財務内容等の企業情報を得られるようになったことの反映と推測されます。当公庫の融資が呼び水効果となって、民間金融機関に新たな融資の機会が生まれたものと考えられます。また、当公庫には決済機能がないことから、金融取引を民間金融機関にシフトさせたもの(公庫借入からの卒業)と思われる。

【図1】民間金融機関からの借入がある企業割合



【図2】金融機関からの平均借入残高



(注)集計企業数は、創業時点から6年目まで継続して、民間金融機関からの借入の有無が確認できた企業および借入残高が確認できた企業です。

▶ パネル調査とは

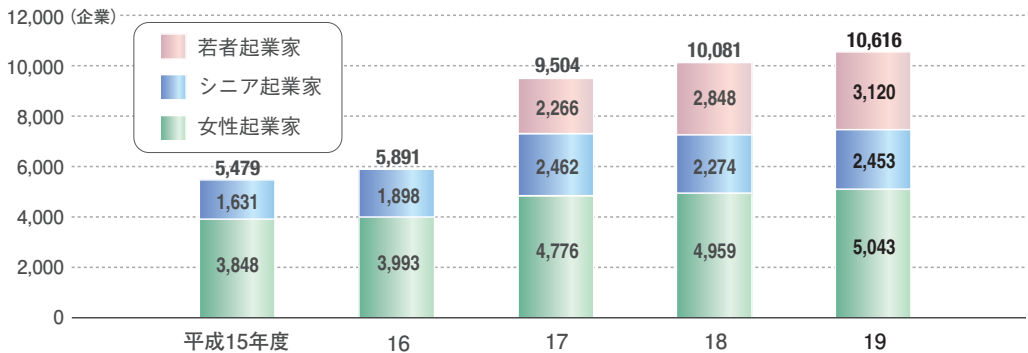
調査サンプルを固定して一定期間にわたって追跡的に同じ内容の質問を行う調査手法です。その最も大きな特徴は、同一企業の時間の経過に伴う変化を捉えられることです。当公庫における「新規開業企業を対象とするパネル調査」は、この分野のパネル調査としては日本では初めての試みです。本調査では、当公庫から創業資金の融資を受けて平成13年に創業した企業から抽出した2,181企業について、平成13年以降18年まで毎年末に調査を行いデータ(従業者数、業種、借入状況、直面している経営上の課題など)を蓄積しています。

女性・若者・シニア起業家への融資は年間1万企業にのぼります。

女性ならではの感性を生かした創業、若者ならではのアイデアを生かした創業、あるいは、シニアならではの経験を生かした創業など、経済社会が多様化するなかで、創業の裾野が広がっています。当公庫では、こうした方々に対しても積極的に融資を行っています。

平成19年度の「女性、若者／シニア起業家資金」の融資実績は**10,616企業**（創業前および創業後5年以内）となりました。

▼「女性、若者／シニア起業家資金」の融資実績の推移（企業数）



(注)「女性、若者／シニア起業家資金」は、女性または30歳未満か55歳以上の方であって、創業前および創業後おおむね5年以内の方への支援を目的とする融資制度です。平成17年4月から女性、シニア(55歳以上)に加え、若者(30歳未満)を融資対象者として追加しました。

▼ 創業融資事例

女性起業家／ 地域の人々が集うアトスペース

古民家を改装した画廊(ギャラリー)を経営する会社。女性起業家である代表者は、絵画教室や幼稚園、中学校での美術指導経験や地元の芸術家をサポートしてきた経験を生かし、身近な場所で気軽に入れるギャラリーの開設を決意。芸術業界に関する知識は豊富だが、経営に関する知識が乏しかったため、商工会議所や県の女性センターが開催している創業塾に参加。創業塾卒業時に作成した事業計画が、神奈川県が行うチャレンジショップ事業に認定され、家賃の補助や中小企業診断士の派遣を受けることができた。創業にあたり予定外の改装費が必要となり、商工会議所から当公庫を紹介され、「女性起業家資金」を利用。ギャラリーのほか、地域のカルチャーセンターとしての機能も充実させて、地域の人々が集うスペースを目指している。



シニア起業家／ 地元の食文化で町おこし

発酵食品を使用したユニークな飲食店を経営する会社。生まれ育った地元ホテルのレストランで長年シェフ兼店舗責任者として勤務してきた代表者は「地元の食文化を後世に残したい」という気持ちから創業。古くから麺文化が栄えていた地元で、生活に根付いている発酵食品を使用。昔ながらの食べ方から、現代風にアレンジしたもまで豊富なメニューを提供する。明治時代の古い土蔵を店舗として活用するため、内装工事資金として当公庫の資金を利用。発酵食品という地元の財産を生かすとともに、地域の文化として残す取り組みを行っている同店は、地域に愛される存在となっている。



「再チャレンジ創業者」を積極的に支援しています。

当公庫では、「再チャレンジ支援融資(再挑戦支援資金)」を通じて、廃業により信用が低下したため、民間金融機関からの借入等が困難となっている「再チャレンジ創業者」を積極的に支援しています。

▼「再挑戦支援資金」の融資実績

(平成19年度)

	件数	金額
融資実績	1,064件	36億円

(注)再挑戦支援資金は、平成19年4月に創設した融資制度です。

▼再チャレンジ支援融資事例

A社(小売業)

サービス業の法人の代表者を務めていたが、関連企業の連鎖倒産により、会社は破産した。これまでの経験を生かし、関連企業から小売部門を事業承継し、法人で創業。創業時に必要な運転資金400万円を無担保・無保証人(新創業融資制度)で融資した。

B社(卸売業)

法人で建設業を営んでいたが、取引先からの受注減少により資金繰りが悪化、会社は破産し、代表者個人も自己破産した。法的整理完了後、身内の協力を得て、これまでの人脈を生かしつつ、法人で卸売業を再創業。創業後に必要な運転資金200万円を無担保(第三者保証人等を不要とする融資)で融資した。

第二創業に取り組むみなさまを積極的に支援しています。

当公庫では「新事業活動促進資金」を通じて、時代の変化に対応するために経営多角化や事業転換等により新たな事業活動にチャレンジする、いわゆる「第二創業」を図る小企業のみなさまを積極的に支援しています。

▼「新事業活動促進資金」の融資実績

(平成19年度)

	件数	金額
融資実績	3,300件	294億円

創業支援センター、ビジネスサポートプラザを設置し、創業・第二創業の支援機能を強化しています。

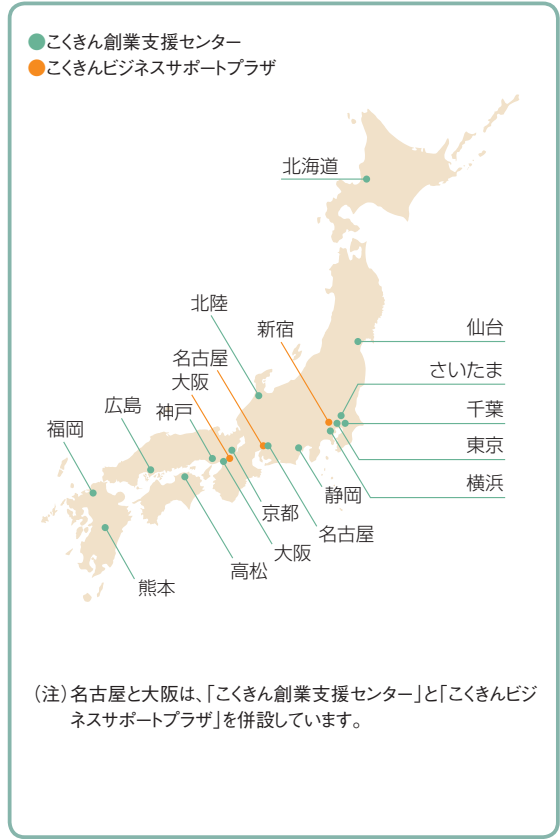
▼ **こくきん創業支援センター**

- ・全国16地区に設置している「こくきん創業支援センター」では、専門の担当者がビジネスプランの作成段階からご相談におこたえしています。また、日中のご来店が難しい方のため、「**夜間相談**」を実施しています。
 - ・各地域の創業支援機関等との連携によりお客さまへタイムリーな支援を行っています。
- 〔主な連携先〕**
 中小企業支援センター、地方公共団体、公的インキュベーション施設、大学、NPO関連団体 など
- ・当公庫ホームページ「こくきん創業支援センター」コーナーにおいて、地域の創業・第二創業に関する最新の情報を発信しています。

▼ **こくきんビジネスサポートプラザ**

「こくきんビジネスサポートプラザ」を東京・名古屋・大阪の3地区に設置しています。（詳細は、27ページをご覧ください。）

▼ **設置地区（平成20年8月現在）**



■ **創業支援セミナーの開催**

「こくきん創業支援センター」では、創業をお考えの方や創業されて間もない方のため、創業支援セミナーを開催しています。

創業期に当公庫を利用した起業家や経営の専門家を講師に招き、創業の実態や創業後の課題などをテーマにして講演を行っています。



第5回こくきん創業支援セミナー
 (こくきん創業支援センター横浜)



販促・顧客開拓セミナー
 (こくきん創業支援センター名古屋)

中小企業地域資源活用プログラム(地域資源を活用した産業の創出・活性化)を支援しています。

地域資源を活用した中小企業の創意ある取り組みを支援するため、「中小企業地域資源活用促進法」が平成19年に施行されました。当公庫では、同法に基づく地域産業資源活用事業計画の認定を受けた方を対象とした融資制度を通じて、地域活性化を支援しています。

▼ 「中小企業地域資源活用プログラム」認定企業への融資実績 (平成19年10月～平成20年3月)

	件数	金額
融資実績	18件	9,100万円

(注)「地域産業資源活用事業計画」の認定を受けた方は、平成19年6月に新事業活動促進資金の融資対象者に追加されました。なお、認定は平成19年10月から開始されています。

▼ 「中小企業地域資源活用プログラム」認定企業への融資事例

使用した地域資源：石巻産サバ

鮮魚加工業のA社は、石巻産サバが全国ブランドの金華サバと同一産地であり、品質もよく消費者にとってなじみがあること、また、血中脂質を低下させる作用があるDHAやEPAが豊富で、近年の健康志向に適した食材であることに着目した。そこで畜肉ハンバーグと同等の食感を味わえるサバ味噌ハンバーグを開発。当公庫はサバの加工機械購入資金を融資した。



使用した地域資源：大井和西棚田・小山の棚田（観光資源）

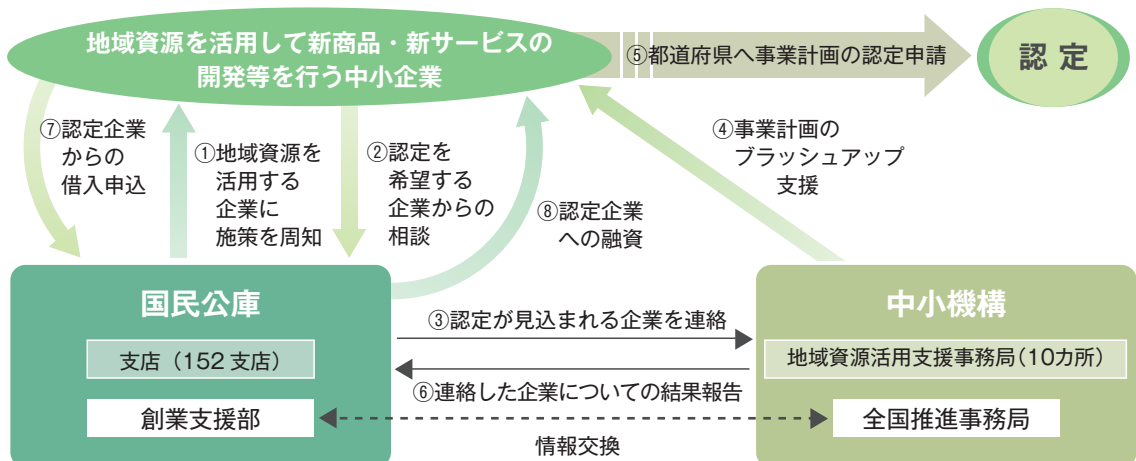
棚田百選にも選ばれている岡山県美咲町の棚田や自然などの日本古来の農山村の風景を生かすことで、都心生活者の心身のバランスを回復することができると考えたB社は、心身のバランス回復を目的とする農業体験型のメンタルケアプログラムを考案。その作成に必要な資金を当公庫が融資した。



独立行政法人中小企業基盤整備機構と連携しています。

「中小企業地域資源活用プログラム」の周知を通じて地域資源を活用した企業を当公庫が発掘し、中小企業基盤整備機構が当該企業の事業計画のブラッシュアップから事業化までのハンズオン支援(専門家によるきめ細やかな支援・アドバイス)を行っています。

▼ 中小企業基盤整備機構(中小機構)との連携・協力の概略図

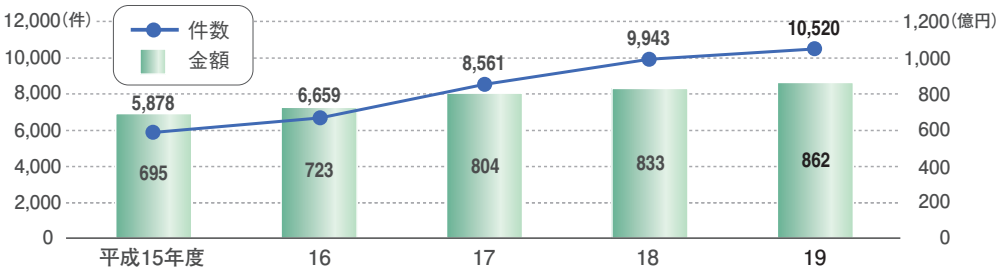


中心市街地活性化・商店街活性化を支援しています。

「企業活力強化資金(企業活力強化貸付)」、「食品貸付」を通じて、中心市街地活性化・商店街活性化を支援しています。

当公庫は、「企業活力強化資金(企業活力強化貸付)」、「食品貸付」を通じて、中心市街地関連地域において事業を営むみなさまを支援しています。

▼中心市街地関連地域において事業を営む方への融資実績

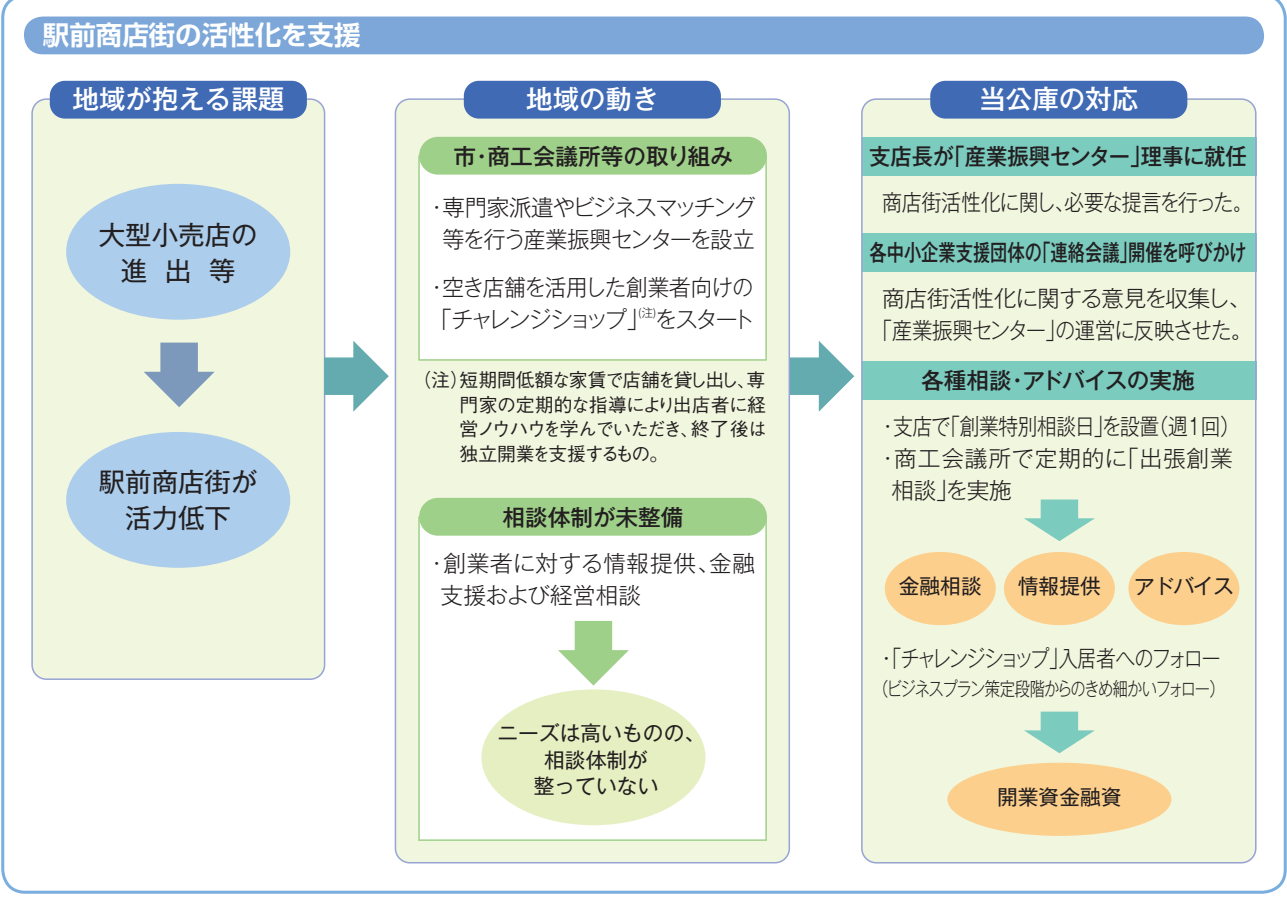


(注)企業活力強化資金(企業活力強化貸付)の中心市街地関連地域における融資実績と食品貸付の認定中心市街地等における融資実績の合計です。

情報提供を通じて、中心市街地活性化・商店街活性化を支援しています。

当公庫は、地方自治体や地域の商工会・商工会議所などの関係機関と協力し、金融面での支援はもちろん、各種セミナーや相談会、地方自治体等が主催する会議への参加や情報提供などに積極的に取り組み、中心市街地活性化・商店街活性化を支援しています。

▼商店街の活性化に向けた取り組み事例



企業再建・事業承継を支援しています。

当公庫は、「企業再建・事業承継支援資金(企業再生貸付)」による融資を通じて、企業再建・事業承継に取り組むみなさまを支援しています。また、お客さまの経営状況に応じた返済条件の緩和を通じて、経営の立て直しを後押し、企業の再建に取り組むみなさまを支援しています。

「企業再建・事業承継支援資金(企業再生貸付)」を通じて、企業再建・事業承継を支援しています。

当公庫では、企業再建・事業承継支援資金を通じて、中小企業再生支援協議会の関与もしくは民事再生法に基づく再生計画の認可などにより企業の再建に取り組むみなさまや事業を承継するみなさまを支援しています。

▼ 企業再建を図る方・事業を承継する方への融資実績

(平成19年度)

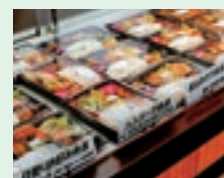
	件数	金額
融資実績	76件	877百万円

(注)融資実績は企業再建・事業承継支援資金の実績です。

▼ 「企業再建・事業承継支援資金(事業承継関連)」による事業承継支援事例

商工会議所との連携による事業承継

居酒屋や給食センターでの16年間の勤務経験を生かして創業しようと考え、創業に関する情報収集をしていたところ、地元商工会議所から経営者が高齢で後継者もいないため、廃業を予定している弁当販売店を紹介された。立地などの条件が非常に良かったため、この弁当販売店の事業承継による創業を決意。当公庫は、店舗の取得に必要な設備資金を融資し、事業承継を支援した。



お客さまの実情に応じた返済条件の緩和(年間約41,000件)を通じて、企業の再建を支援しています。

当公庫のお客さまのなかには経済情勢の変化、取引先の倒産、災害等によって資金繰りが不安定となる方も少なくありません。当公庫は、こうしたお客さまの実情に配慮して、一時的な元金の返済猶予や割賦金の減額などの返済条件の緩和のご相談に柔軟に対応しています。お客さまの資金繰りの安定や経営立て直しのために返済条件を緩和することは、新たな融資を行うことと並んで重要な政策的使命であると考えています。平成19年度は事業資金で約41,000件の返済条件の緩和を実施しました。

地域金融機関等との連携を通じて、地域経済の活性化に努めています。

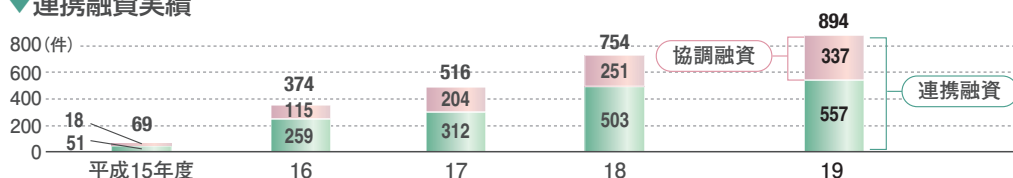
当公庫は、創業支援分野などで、地域密着型金融(リレーションシップバンキング)の機能強化に取り組む地域金融機関等との連携を強化しています。平成20年7月末現在、412の地域金融機関と「業務連携・協力に関する覚書」を締結しています。これらの地域金融機関等との連携融資を通じて、地域の小企業や創業企業を支援し、地域の活性化に努めています。

▼ 業務連携の覚書を締結した金融機関数

(平成20年7月末現在)

	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	合計
金融機関数 (全機関数)	1 (5)	25 (65)	28 (45)	228 (279)	130 (164)	412 (558)

▼ 連携融資実績



産学連携のサポートを行っています。

中小企業が限られた経営資源で競争力を高めるためには産学連携による技術支援等が有力な対応策のひとつです。当公庫は地域の大学と連携し、中小企業の技術相談の取り次ぎや大学発ベンチャー企業への融資などを通して産学連携をサポートしています。

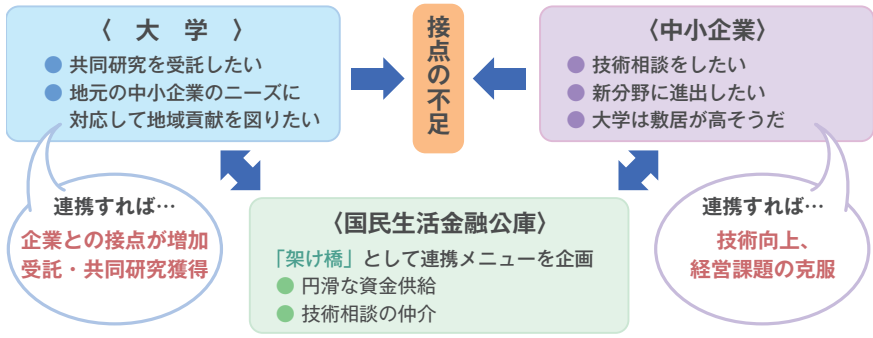
▼産学連携に関する覚書を締結した大学（25 大学） （平成20年7月末現在）

北見工業大学、室蘭工業大学^(注)、東北大学、秋田県立大学、会津大学、筑波大学、足利工業大学、群馬大学、新潟薬科大学、長岡造形大学、長岡大学、東京農工大学、金沢大学、名古屋大学、滋賀大学、滋賀県立大学、大阪商業大学、神戸大学、兵庫県立大学、鳥取大学、島根大学、県立広島大学、広島修道大学、香川大学、高松大学

(注)室蘭工業大学との覚書は、大学および(財)室蘭テクノセンターと締結しています。

中小企業の技術に対する相談を大学に取り次いでいます。

全国119万社の中小企業と取引している当公庫が、**中小企業の技術に対するニーズと大学のシーズを結びつける「架け橋」**としての役割を果たしています。



▼産学連携・大学発ベンチャーへの融資事例

大学の研究成果を実用化

大学の工学部教授として、人工衛星を使い地形等を測定し、画像処理を行う技術を長く研究していた。考古学者の長男から手作業で行われていた石器の調査報告書に画像処理技術を利用できないか相談され、システム開発に着手。試行錯誤の結果、石器を画像処理するソフトの製品化に目途が立ったことから会社を設立し、創業。
取引先の多くが地方公共団体であり、納品から支払いまでの期間が長期であることから、つなぎの運転資金を当公庫が融資した。



石器の3次元解析画像

大学生に創業への理解を高めてもらう取り組みを行っています。

毎年2万企業以上の創業をお手伝いしている当公庫が、創業の実態や手続き、ポイントなどについて、「現場」での経験を生かし、学生のみなさんへわかりやすく説明しています。

▼東北大学での講義

東北大学の経営政策論の講義で、「公庫の創業支援」をテーマに、仙台支店創業支援課長が講義を行いました。受講した学生からは「大企業で働きたいと思っていたが、ベンチャー企業にも魅力を感じた」、「今まで創業することに興味はなかったが、講義を聞いて将来の選択肢が広がった」、「融資に興味を持ったので、卒論のテーマにしようかと思っている」などの声が聞かれました。



特別相談窓口を設置し、迅速に対応しています。

当公庫では、地震、台風、豪雪などによる災害の発生、大型の企業倒産、民間金融機関の経営破たん、原油価格の上昇などの不測の事態が発生した場合、直ちに特別相談窓口を設置し、影響を受けた小企業のみならずからの融資や返済条件の緩和などのご相談に迅速に対応しています。

平成20年7月末現在、20の特別相談窓口を設置し、セーフティネット機能の発揮に努めています。



▼ 現在設置中の主な特別相談窓口

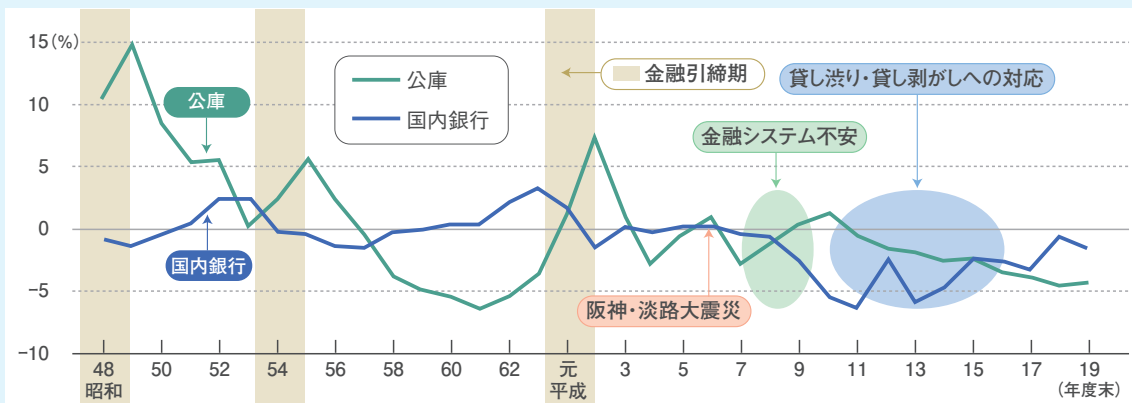
(平成20年7月末現在)

	窓口数	主な窓口名	設置年月
災害関連	10	●平成20年7月28日の富山県及び石川県における大雨災害に関する特別相談窓口(富山県、石川県 全4支店)	平成20年 7月
		●平成20年岩手・宮城内陸地震災害に関する特別相談窓口(岩手県、宮城県 全4支店及び八戸支店)	平成20年 6月
		●平成20年2月23日から24日にかけての低気圧による富山県における災害に関する特別相談窓口(富山県 全2支店)	平成20年 3月
		●平成19年台風11号及び前線による大雨に伴う災害に関する特別相談窓口(秋田県 全2支店)	平成19年 9月
		●平成19年台風5号災害に関する特別相談窓口(宮崎県 全2支店)	平成19年 8月
		●平成19年新潟県中越沖地震災害に関する特別相談窓口(新潟県、長野県 全8支店)	平成19年 7月
企業倒産等関連	2	●長田組土木関連特別相談窓口(甲府支店)	平成20年 2月
金融機関関連	1	●足利銀行関連特別相談窓口(栃木県、群馬県、埼玉県、茨城県、福島県 全16支店)	平成15年 11月
その他	7	●ガソリン・軽油販売関連中小企業金融支援対策特別相談窓口(全支店)	平成20年 4月
		●建築関連中小企業者対策特別相談窓口(全支店)	平成19年 10月
		●原油・原材料価格上昇に関する特別相談窓口(全支店) ^(注)	平成19年 8月 ^(注)
		●北朝鮮制裁措置に係る特別相談窓口(全支店)	平成18年 10月

(注)平成17年9月に設置した「原油価格上昇に関する特別相談窓口」から窓口名を変更しました。

■ 中小企業向け融資残高(件数)の対前年比の推移

当公庫は、金融引締め期や金融システム不安等の非常時にも安定的に資金を供給し、量的、質的な補完機能を果たしています。



(注)1 国内銀行とは、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行等の合計です。

2 平成10年度までの公庫の計数は、統合前の国民金融公庫と環境衛生金融公庫の計数の合計です。

(資料)日本銀行ホームページほか

災害貸付を実施し、被害を受けた小企業のみなさまの復旧を支援しています。

当公庫は、地震、台風、豪雪などの災害時には、融資限度額や返済期間等が、一般の融資よりも有利な特別の融資である「災害貸付」を迅速に行い、被害を受けた小企業のみなさまの復旧のための資金需要に積極的に対応しています。

阪神・淡路大震災などの大規模災害が発生した場合は、本店や近隣支店から被災地支店へ職員を派遣するなどして、本支店一体となってセーフティネット機能の発揮に努めています。



災害貸付のご相談で混雑する支店窓口(阪神・淡路大震災)

業務の概要・融資の特徴

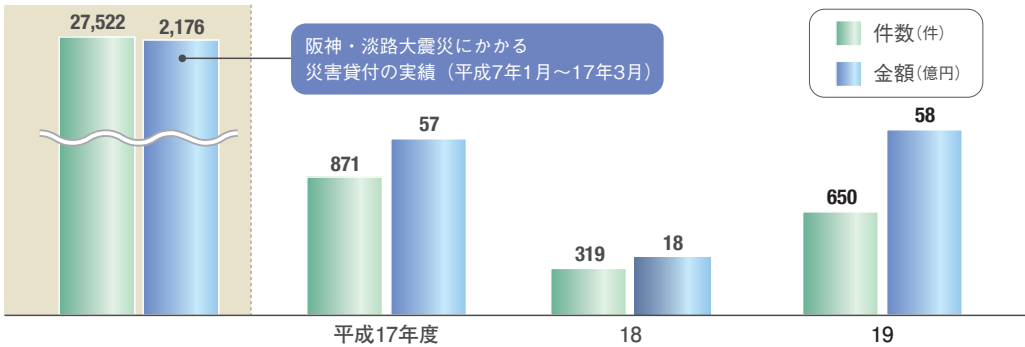
▼「災害貸付」の融資実績

(平成19年度)

	件数	金額
融資実績	650件	5,869百万円
平成19年新潟県中越沖地震	334件	2,944百万円
能登半島沖地震	272件	2,663百万円

▼「災害貸付」の融資実績の推移

特に被害の大きかった阪神・淡路大震災においては、災害発生時から取扱期間終了時まで、27,522件、2,176億円の融資を行いました。



(注) 阪神・淡路大震災にかかる災害貸付の実績には、旧環境衛生金融公庫の実績を含みます。

▼ 近年における主な「災害貸付」

(平成20年7月末現在)

災害名	取扱期間
平成20年7月28日の富山県及び石川県における大雨(富山、石川)	平成20年7月～
平成20年岩手・宮城内陸地震(岩手、宮城、青森)	平成20年6月～
平成20年2月23日から24日にかけての低気圧による富山県における災害(富山)	平成20年2月～
平成19年台風11号及び前線による大雨(秋田)	平成19年9月～
平成19年台風5号(宮崎)	平成19年8月～
平成19年新潟県中越沖地震(新潟)	平成19年7月～
能登半島沖地震(石川)	平成19年3月～

(注) ()内は都道府県名です。

小企業のみなさまからの経営に関するご相談に的確に対応します。

当公庫では、長年におわたって蓄積した情報を幅広く提供し、小企業のみなさまからの経営に関するご相談に的確に対応しています。全国の152支店が小企業のみなさまに対して経営に役立つアドバイスをタイムリーに行えるよう、さまざまな取り組みを行っています。



▼ 経営相談業務の概要

◎ 経営に役立つアドバイス等の提供

「小企業の身近な相談相手」として、小企業の企業分析等を通じてこれまで培った経験や知識を生かし、経営に役立つアドバイスやヒントを提供しています。

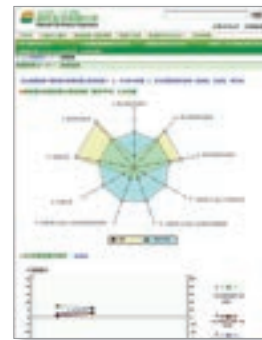
◎ 融資後のフォローアップの実施

公庫ホームページに設置している「財務診断コーナー」を活用し、主な財務諸表の推移や業界平均値との比較を行い、融資後のフォローアップに努めています。

◎ 経営に関する情報の提供

業界動向や経営指標など小企業のみなさまが必要としている各種の情報を提供しています。

■ 「財務診断コーナー」



ポイント

- ① 幅広い業種（全67業種）に対応しています。
- ② 自社の財務諸表（14種類）の数値と業界平均値との比較ができます。
- ③ 主な財務指標の推移を確認できます。

■ ビジネスサポートプラザを新設し、「土曜・日曜相談」を開始

「こくきんビジネスサポートプラザ」を東京地区（新宿支店内に平成19年4月開設）、大阪地区（梅田支店内に平成19年8月開設）および名古屋地区（中村支店内に平成20年7月開設）に設置しました。創業予定の方や公庫を利用されたことがない方などを対象に、公庫の融資制度や創業計画の策定方法等のご相談にきめ細かくおこたえています。また、平日のご来店が難しい方のため、「土曜・日曜相談」を実施しています。

（注）「日曜相談」は、毎月第1・3日曜日に「こくきんビジネスサポートプラザ新宿」で実施しています。

▼ ご相談いただいた方の声

広告企画制作	第三者としての率直な意見や指摘を受けることができたので大変ありがたかったです。創業前の状況で問題点・取り組むべき点が整理できたので大変有意義でした。個別ブースだったので周りを気にせずに相談できました。
行政書士	土曜相談では「創業計画の作成のポイント」や「融資制度の条件」など支店窓口ではなかなか聞けないことを詳しく説明いただき大変感謝しております。相談者としてうれしかったことは、自分が始めようとする「行政書士業務」について事前に調べたうえで対応していただけただけです。正直、そこまでの対応は期待していませんでした。公庫の創業サポートに対する本気度を垣間見ることができました。
飲食店	自分では調べきれなかった許認可や融資制度を詳しく教えていただき、本当にありがとうございました。自信を持って創業の計画を進めることができそうです。創業を考えている友人にもビジネスサポートプラザに足を運ぶように薦めたいと思います。



こくきんビジネスサポートプラザ名古屋

経営に必要な情報を提供しています。

当公庫では、総合研究所などが行う調査・研究の成果の公表、講演会の実施、ホームページ等により、中小企業のみならず必要とするさまざまな情報を提供しています。

ホームページ <http://www.kokukin.go.jp/>

当公庫の融資制度、最近の取り組み、各種調査結果などさまざまな情報を提供しています。平成19年度には、地域活性化支援への取り組みに関する情報を発信するコーナーを開設するなど情報提供の充実に努めています。



調査・研究の実施

調査・研究を行い、プレス発表等を行っています。(プレス発表を行った調査・研究については、ホームページでご覧になれます。)

- 新規開業実態調査
- 生活衛生関係営業の景気動向等調査
- 生活衛生関係営業活性化調査
- 全国小企業動向調査
- 全国小企業月次動向調査
- 中小企業経営指標調査
- 中小企業経営状況調査
- など

講演会や研修会などへの講師派遣

経済・金融動向や中小企業の経営問題などをテーマにした講演会や研修会などに講師を派遣しています。

- 〈平成19年度実績〉
- 152支店の支店長などが行った講演等の情報提供 1,722回
 - 創業支援セミナー等への講師派遣 488回

出版物・情報誌の発行

経済、金融、中小企業経営などに関する最新の情報の収集、分析、各種調査を行い、次のような情報を提供しています。

- 「調査月報」(月刊)★ 経営、業界動向などの解説
 - 「スモールビジネス」(季刊)☆ 小企業のための経営情報の紹介(ホームページでご覧になれます。)
 - 「生活衛生だより」(季刊)☆ 生活衛生関係営業に関する調査結果や特徴ある企業事例などを紹介
 - 「創業事例集」(年4回)☆ 創業期に当公庫をご利用された方を紹介(ホームページでご覧になれます。)
 - 「新規開業白書」(年1回)★ 新規開業実態調査のまとめ
 - 「ケーススタディ中小企業経営」(年1回)★ 企業経営の工夫事例を紹介(平成19年度は、「新市場の開拓者たち」)
 - 「小企業の経営指標」(年1回)★ 小企業の業種別の経営指標を掲載
 - 「中小企業経営状況調査」(年1回)★ 中小企業の経営実態を財務諸表により長期・時系列的に分析
- ☆…最寄りの各支店で配付しています。★…最寄りの各支店でご覧になれます。



国民生活をサポート

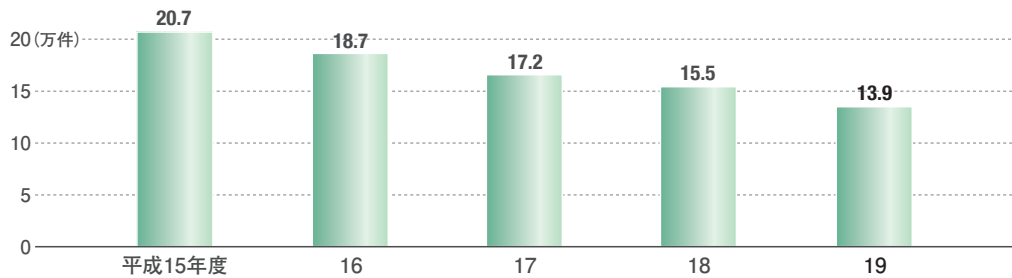
「国の教育ローン」でお子さまの入学資金等を必要とするみなさまを支援しています。

「国の教育ローン」は毎年多くの方にご利用いただいています。

当公庫では、教育の機会均等と家庭の経済的負担の軽減を図るため、「国の教育ローン」(教育貸付)を取り扱っています。主に入学時等の一時的な資金をお使いみちとして、平成19年度のご利用件数は約14万件にのぼります(融資限度額200万円)。このうち約1割は、母子家庭のみなさまによるご利用です。

「国の教育ローン」は、世帯の年間収入(所得)が一定基準以下(給与所得者は年収990万円以内、事業所得者は年間所得770万円以内。なお、平成20年10月からは下記のとおり変更。)の方を対象としていますので、民間金融機関に比べると収入の少ない方の割合が高くなっています。

▼ 「国の教育ローン」の融資実績の推移(件数)



■ 平成20年10月から、「国の教育ローン」をご利用いただける方の世帯の年間収入(所得)の上限額が変更

【現行】

給与所得者(事業所得者)
990万円以内 (770万円以内)



【平成20年10月以降】

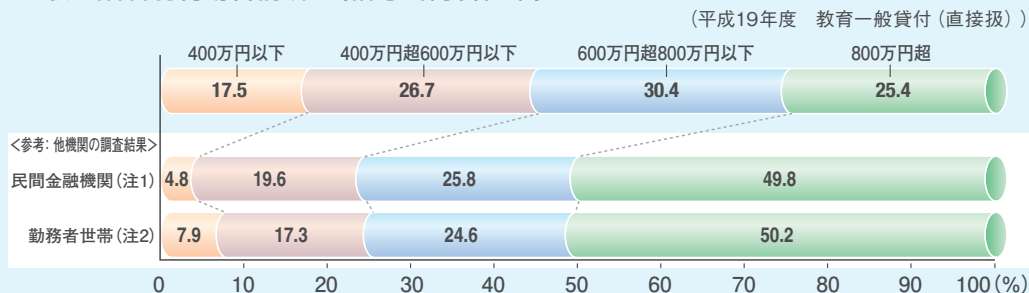
子供の人数(注)	給与所得者(事業所得者)
1人	790万円(590万円)
2人	890万円(680万円)
3人	990万円(770万円)
4人以上	「3人」の金額に、4人目以降の子供の人数1人あたり100万円ずつ加算した金額(事業所得者の場合は所得換算した金額)

※世帯の年間収入(所得)には、世帯主のほか、配偶者等の収入(所得)も含まれます。

- (注)1 「子供の人数」とは、お申じいただく方が扶養しているお子さまの人数をいいます。年齢、就学の有無を問いません。
 2 子供の人数が2人以下で、世帯の年間収入(所得)が上記の金額を超える方であっても、世帯の年間収入が990万円(所得770万円)以内であって、次のいずれかに該当する場合はお申じいただけます。
 (1)勤続(営業)年数が3年未満
 (2)居住年数が1年未満
 (3)返済負担率(借入金年間返済額/年収)が30%超

■ 「国の教育ローン」は、民間金融機関の教育ローンと比較して収入の少ない方が多く利用

▼ 収入階層別利用者構成比(給与所得者世帯)



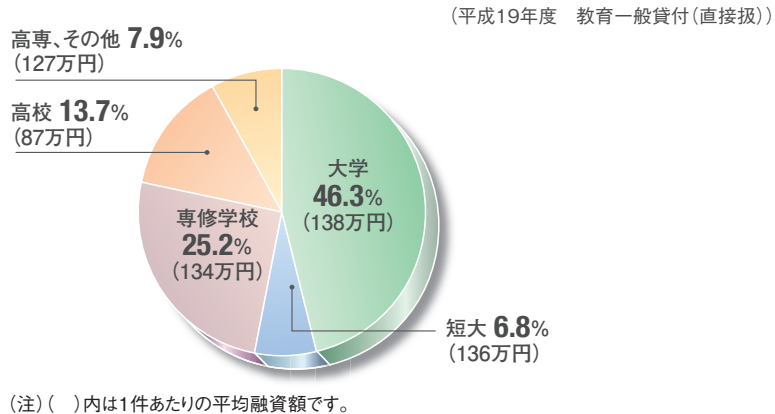
(注1)三菱総合研究所への委託調査結果(平成17年7月)です。

(注2)総務省「家計調査(平成19年)」による、高校、高専、大学、短大及び専修学校に在籍している子弟を持つ勤務者世帯の収入階層別構成比です。

教育費負担が大きい学生をお持ちのご家庭を中心にご利用いただいています。

「国の教育ローン」は、教育費負担が大きい大学生や専門学校生をお持ちのご家庭を中心にご利用いただいています。

▼ 進学先別利用者構成比

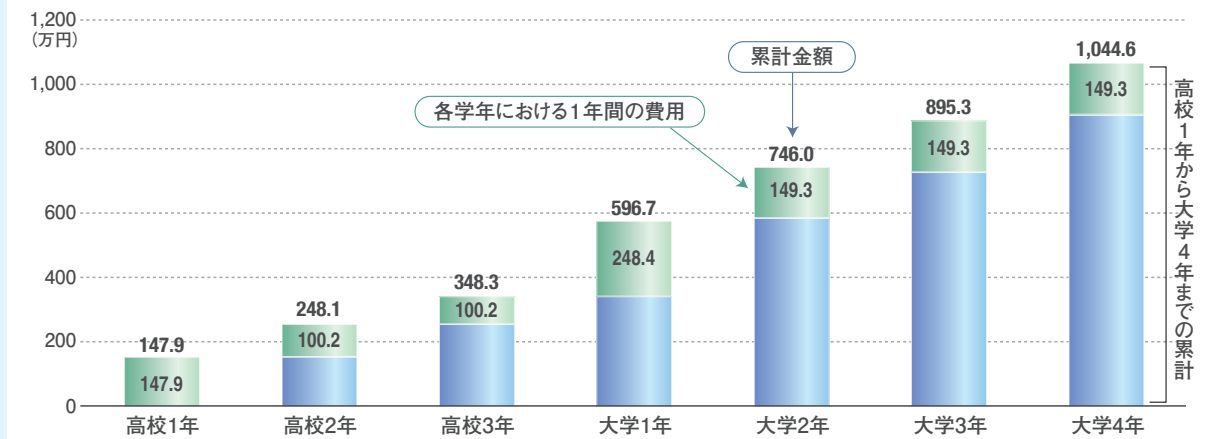


■ 高校入学から大学卒業までに必要な教育費は1人あたり約1,000万円

子供1人あたりにかかる教育費は高校3年間で約350万円となっています。大学へ入学した場合は、入学費用と4年間の在学費用約700万円が加わり、合計で1,000万円を超えています。特に、入学時は入学金等が必要になるため、1年間の教育費の額が大きくなり、家計における負担感は大きいといえます。

(注)教育費は、受験費用、学校納付金、授業料、通学費、教材費、学習塾の月謝等の合計です。

▼ 大学卒業までにかかる費用(子供1人あたりにかかる費用の平均額の累計)



(資料)当公庫「教育費負担の実態調査結果(勤務者世帯)平成19年度」

恩給や共済年金などを担保としてご融資しています。

恩給や共済年金等を担保とする融資は、「国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律」に基づき、当公庫(沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫)だけが取り扱う制度です。住宅などの資金や事業資金などに幅広くご利用いただけます。

国際交流

小企業金融ノウハウの移転を通じた国際交流に取り組んでいます。

近年、多くの開発途上国では、小企業の育成による貧困問題の軽減や雇用創出、裾野産業の振興といった観点から、小企業金融の活発化を推し進めており、この分野のさまざまなノウハウが必要とされています。こうしたなか、当公庫では、日本のODA（政府開発援助）関係機関や国際機関の要請を受け、これまでに蓄積してきた経験やノウハウを開発途上国に伝える国際交流活動に取り組んでいます。



海外での活動状況

● ODA 事業への職員派遣

財務省やODA関係機関が行う金融分野の技術協力事業に職員を派遣し、セミナーや現場での指導を通じて小企業金融等のノウハウを伝えています。

● 国際会議等への参加

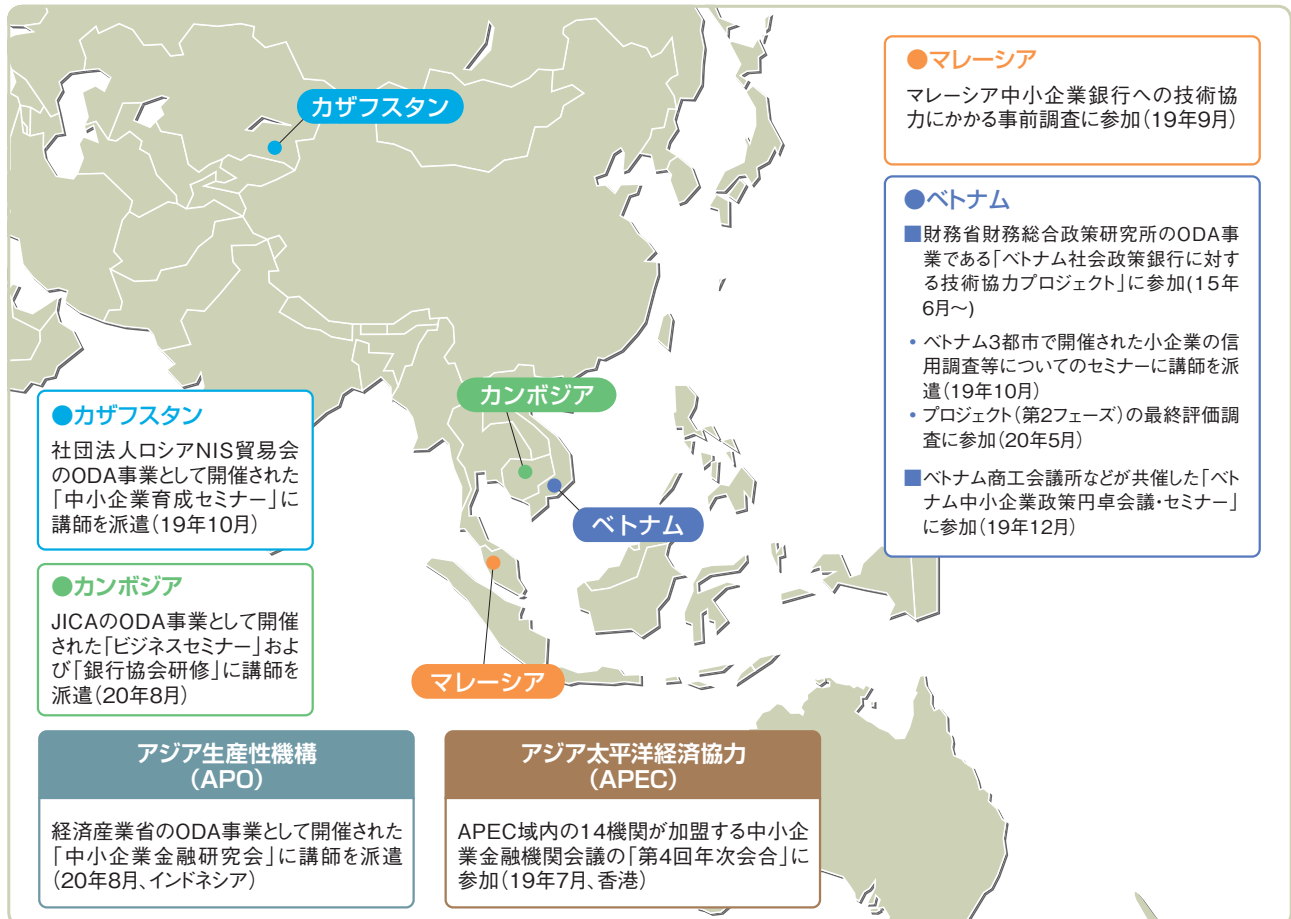
中小企業金融やマイクロファイナンス^(注)をテーマとした国際会議・シンポジウムに、日本の小企業金融機関の代表として参加しています。

(注) 貧困削減を目的とした小口融資



「ベトナム社会政策銀行 技術協カプロジェクト」

▼ 活動実績(平成19年度以降)



国内での活動状況

●海外からの視察団・研修生へのレクチャー

日本の小企業金融を学ぶためにODA事業等によって世界各国から訪れる政府関係者や金融機関職員に対して、当公庫の役割や小企業金融実務についてレクチャーを行っています。

平成19年度の視察団の受け入れや研修への講師派遣は22回に及び、受講者の合計は355名となりました。



▼ 主な活動実績(平成19年度以降)

東アジア・東南アジア・南アジア

- 「ベトナム社会政策銀行日本招へい研修」
- 「タイ中小企業信用保証公社」視察団
- 「マレーシア国別研修(中小企業振興)」
- 「日台技術協力(零細企業および女性の創業貸付等のサポート)」
- 「タイ中小企業開発銀行」総裁来訪

中央アジア・コーカサス・欧州

- 「中央アジア・コーカサス夏期セミナー」
- 「南東欧中小企業振興セミナー」
- 「NIS地域金融システム安定化政策と改革戦略」
- 「青年研修事業(中小企業振興)」
- 「第9回カザフスタン経済合同会議」

ラテンアメリカ

- 「ブラジル小規模零細企業支援サービス(SEBRAE)」理事長来訪
- 「ラテンアメリカ開発金融機関協会(ALIDE)」事務局長来訪

その他の地域、国際研修等

- 「サウジアラビア信用銀行」専務理事来訪
- 「中小企業政策セミナーⅡ」(アジア、中近東、南米、アフリカの12カ国)
- 「食品安全政策立案・管理セミナー」(アジア、南米、アフリカの6カ国)



「タイ中小企業開発銀行」総裁来訪

■ 当公庫で初めて国際会議を主催(平成20年7月、東京)

平成20年7月15～16日、中小企業金融公庫と共同で「APEC 中小企業金融機関会議」を開催しました。当公庫の60年近い歴史において、初めての国際会議の主催となりました。

本会議は、平成15年のAPEC議長国であったタイ政府の提唱により、域内の中小企業向け金融機関による相互協力の枠組み構築を目的として締結された覚書に基づき、毎年開催されているものです(現在11の国・地域から14機関が加盟)。5回目を迎えた今年の会議には、海外からの参加者約40名を含む総勢120名ほどが集まり、政策金融、民間金融など多様な中小企業金融の形態・手法について活発な議論が行われました。

また、会議の準備・運営にあたって中小企業金融公庫と緊密に連携したほか、国際協力銀行がプレゼンターとして参加するなど、平成20年10月の日本政策金融公庫への移行に向けて、統合機関との関係を強固なものとする良い機会となりました。



適正な業務運営の仕組み（ガバナンス）

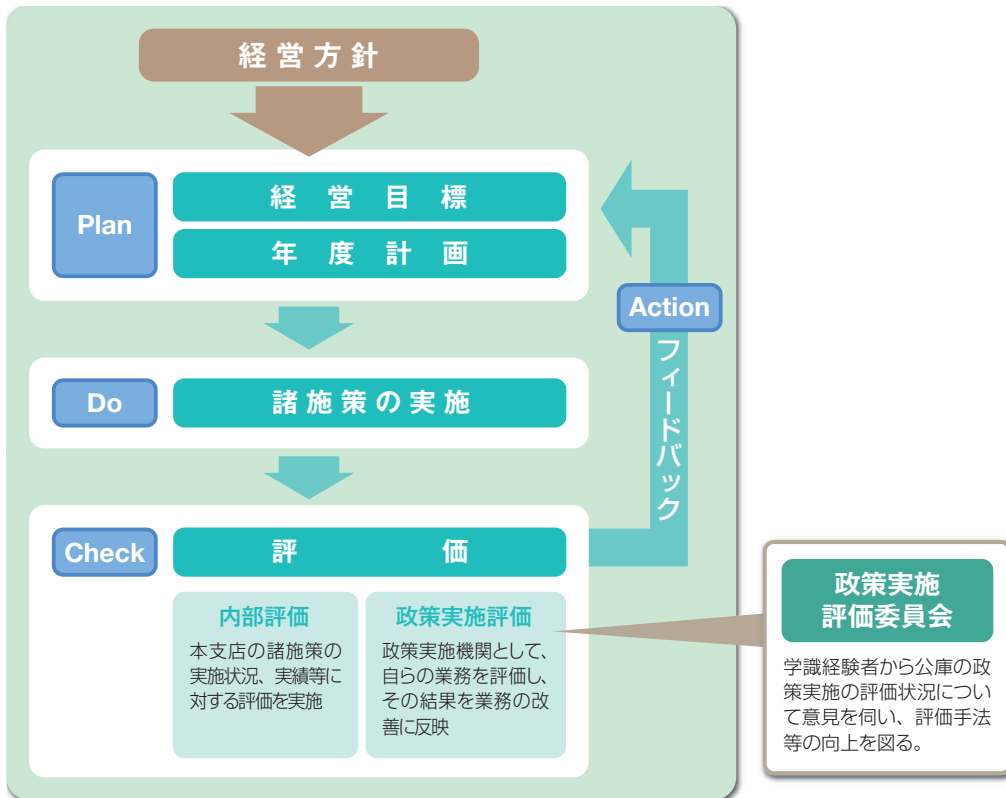
業務運営のマネジメントサイクル

PDCA（「Plan」－「Do」－「Check」－「Action」）マネジメントサイクルの構築

当公庫では、「Plan」－「Do」－「Check」－「Action」のマネジメントサイクルに基づき、事業計画を実施しています。

また、政策実施評価委員会などで外部の有識者の方々から意見をいただき、業務改善に反映させるように努めています。

▼ PDCA のマネジメントサイクルの概要



国民生活金融公庫運営懇話会

各界の有識者の意見を当公庫業務に反映させるとともに、ディスクロージャーを推進することを目的として、「国民生活金融公庫運営懇話会」を全国9地区（東京、札幌、仙台、さいたま、名古屋、大阪、広島、高松、福岡）において実施しました。

▼ 国民生活金融公庫運営懇話会の概要

目的	各界の有識者から当公庫の業務運営について意見を聴き、当該意見を当公庫業務に反映させるとともに、ディスクロージャーを推進する。	
組織	構成人数	15人以内の委員
	委員の構成等	当公庫の業務に関連する専門的知識・経験を有する方のうちから、総裁が委嘱する。

▼ 開催実績（平成20年7月末現在）

東京地区、東海・北陸地区、近畿地区は各8回。東北地区、九州地区は各6回。北海道地区、北関東・信越地区、中国地区、四国地区は各4回。

政策実施評価報告書

当公庫では、政策を実施する機関として、自らの業務を評価し、その結果を業務の改善に反映させる「政策実施評価制度」を導入し、公表しています。評価にあたっては、「政策実施評価委員会」を開催し、報告書の内容や評価方法などについて、外部の有識者^(注)からご意見をいただいています。

平成18年度の評価結果については、「平成18年度政策実施評価報告書」として取りまとめました。概要は次のとおりです。

(注)平成18年度政策実施評価委員

三井 逸友	横浜国立大学大学院教授
三井 清	学習院大学経済学部教授
吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授

※五十音順、敬称略

「政策実施評価」の目的

●お客さまへのサービス向上

経済金融環境の変化を見極めながら、政策金融機関として効率的で質の高い業務に改善することにより、お客さまへのサービスを向上させます。

●厳格なガバナンスに基づく業務運営体制の構築

業務を企画し(Plan)、それを着実に実施し(Do)、その結果を評価し(Check)、その評価を計画にフィードバック(Action)するというPlan-Do-Check-Actionのサイクルを確立し、厳格なガバナンスに基づく業務運営体制を築きます。

●国民のみなさまに対する説明責任の徹底

政策実施評価の結果を公表することによって、公庫が行っている業務の役割や社会・経済的な意義、成果について説明に努めます。

評価の視点

- 経営方針に沿った業務を行ったか
- 社会経済的に有効性があるか(例：雇用の創出・維持)
- 効率的に業務を行ったか

▼ 評価の概要

平成18年度の経営方針・経営目標に沿った業務運営を行ったかという観点から、実績の評価を実施しました。

経営目標の項目	主な評価項目	評価の概要
1 「小企業金融の専門店」ならではの政策的機能を発揮します	・資金需要(推計値)に対する実績の検証 ・雇用の創出・維持への寄与(推計) ・新規開業企業に対する融資実績 ・第三者保証人等を不要とする融資の実績 ・特別相談窓口の設置状況	➡平成18年度の事業資金の融資実績(金額)は、小企業の資金需要を推計した範囲内にあることから、資金需要に的確に対応 ➡創業企業を積極的に支援することにより、年間約9万人の雇用創出に寄与(推計)。セーフティネット貸付により、年間約60万人の雇用維持に寄与(推計) ➡新規開業企業に対する融資実績(件数)は2万6千件にとどまったが、無担保・無保証人で融資する新創業融資制度は増加 ➡担保や第三者保証人を不要とする融資実績(件数)は増加 ➡22の特別相談窓口を設置しており(平成19年3月末)、小企業の方々からのご相談に迅速に対応
2 地域経済の活性化に貢献します	・主な地域関係団体への情報提供の状況 ・創業支援等に関する地域金融機関との連携強化	➡地域関係団体と連携し、公庫の融資制度等を説明 ➡民間金融機関との連携融資は増加(754件)
3 情報提供や経営相談などのサービスの向上に努めます	・講演会開催や講師派遣の件数・内容 ・経営相談ニーズに対する態勢の強化 ・土曜相談(渋谷支店)の実績	➡支店長等が講師を務めた講演会を年間2,831回開催 ➡18支店に経営相談専任の担当者を配置 ➡平成18年11月から土曜相談を渋谷支店で開催
4 自己改革推進の基盤を強化します	・融資判断能力の充実に関する取組み ・少子化対策の取組状況	➡独自の審査ノウハウを蓄積し、職員の目利き能力を向上 ➡少子化対策の取組みとして、行動計画を作成し、仕事と育児の両立のための各種施策を実施
5 信頼される公庫を目指します	・国民生活金融公庫補給金(収支差補給金)ゼロ経営の継続 ・リスク管理態勢の整備、リスク管理委員会の開催状況 ・コンプライアンス態勢の整備状況 ・国民生活金融公庫運営懇話会の開催状況	➡国民生活金融公庫補給金(収支差補給金)ゼロ経営を継続 ➡統合リスク管理室を設置し、リスク管理の高度化に向けた態勢整備を実施 ➡研修の実施やコンプライアンス統括責任者の設置など、コンプライアンス体制の機能を強化 ➡全国9地区において運営懇話会を実施

(注)「平成18年度政策実施評価報告書」の全文および外部の有識者からのご意見の概要は、ホームページ(<http://www.kokukin.go.jp/>)をご覧ください。

内部管理体制

内部統制基本方針

当公庫は、政策金融機関としての政策的使命を十分に果たすために、経営方針等に沿った適正かつ効率的な業務遂行を確保する体制について基本方針を定めています。

1 総裁、副総裁、理事（以下「総裁等」という。）及び職員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制

- (1) 経営方針、経営目標、行動指針、コンプライアンスマニュアル及び法令等の遵守その他の事項を定めた諸規定等を策定し、総裁等及び職員は、これらを遵守する。
- (2) 法令等の遵守態勢の整備及び強化を図るため、総裁を委員長とするコンプライアンス委員会を置く。
- (3) 総務部を法令等の遵守の統括を行う所管部とし、総務部に全体の法令等の遵守を統括するためコンプライアンス統括責任者を置き、法令等の遵守状況のモニタリングを行うとともに、部及び支店における法令等の遵守のための指導及び取組の統括を行うために、部及び支店における所属長をコンプライアンス統括者とする。
- (4) 職員は、法令等の違反行為又は違反の疑いがある行為の発生を認めるときは、コンプライアンス統括者に報告する。
- (5) 前項の規定により報告する必要がある場合であって、緊急を要するとき又はコンプライアンス統括者への報告が困難なときの報告手段として、コンプライアンス統括責任者を担当者とするコンプライアンスヘルプラインを設置する。
- (6) 総裁等及び職員は、反社会的勢力と一切の関係をもたず、同勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨む。同勢力からの不当要求は断固として拒絶し、警察その他の行政機関と連携して適切に対応する。
- (7) 内部監査に関する事務をつかさどるために監査部を置き、監査部は、内部監査に関する規程に基づき、内部監査を行い、その結果を総裁に遅滞なく報告する。
- (8) 業務運営の基本方針に関する重要な事項等については、役員会において審議する。

2 総裁等の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 役員会の議事録及び関連資料のほか、総裁等の職務執行にかかる文書は、文書の保存及び管理について定めた諸規定等を策定し、これらに従い、適切に保存する。
- (2) 総裁等及び職員は、情報資産の管理を定めた諸規定等に基づき、情報資産を適切に管理する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するため、リスク管理の重要性の認識、業務遂行上認識すべきリスクの種類、リスク管理のための組織体制等に関する諸規定等を策定し、これらに基づき、適切なリスク管理を行う。
- (2) リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、総裁を委員長とする統合リスク管理委員会を置く。
- (3) 統合リスク管理及びリスク管理の統括を目的として、統合リスク管理室を置く。
- (4) 危機事象の発生により国民生活金融公庫の正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合は、災害対策本部又は危機管理対策本部を設置し、業務の迅速かつ効率的な回復への対応を行う。

4 総裁等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 総裁は、事務分掌を定めた規定等に基づき、副総裁又は理事に対して適切に事務分掌の指定を行い、効率的に業務を遂行する。
- (2) 経営方針に則って経営目標を定めるとともに、アクションプログラムを制定し、これらに基づく業務運営を適切に行う。

5 適切な顧客保護等が行われることを確保するための体制

- (1) 顧客説明管理、顧客サポート等管理、顧客情報管理、外部委託管理からなる顧客保護等に関する諸規定等を策定し、総裁等及び職員は、これらに基づき、顧客の正当な利益の保護や利便性の向上にむけて継続的に取り組む。
- (2) 顧客保護等にかかる管理責任者として、総括顧客説明管理責任者、総括顧客サポート等管理責任者、総括情報管理責任者及び総括外部委託管理責任者を置く。

6 監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- (1) 監事の行う監査に関する事務をつかさどるために、監査室を置く。
- (2) 監事は、監査室長及び監査室の職員を監査に専任させるほか、必要と認めるときは、監査室長及び監査室の職員以外の職員を臨時に監査に従事させることができる。

7 監事の職務を補助する職員の総裁等からの独立性に関する事項

監事の職務を補助する職員の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定については、事前に監事の同意を得る。

8 総裁等及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

- (1) 総裁等及び職員は、役員会その他の重要な会議において又は監事が説明を求めるときに、随時、その職務の執行状況等を監事に的確に報告する。
- (2) 総裁等及び職員は、業務運営に関する重要文書、内部監査に関する報告書、その他監事が求める文書を監事に回付し、又は提出する。
- (3) 総裁等及び職員は、法令等の違反行為若しくは違反の疑いがあると判断したとき又は事故若しくは異例の事項が発生したときは、当該事項について監事に速やかに報告する。

9 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監事は、監査を実効的に行うため、次に掲げる事項を行うことができる。
 - ・ 総裁等及び職員に対する職務の執行状況の報告を求めること。
 - ・ 総裁等と定期的な会合を持ち、意見の交換を行うこと。
 - ・ 役員会その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べること。
 - ・ 監査部に連携を求めること。
- (2) 監事は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めることができる。

コンプライアンスの体制・取り組み

当公庫では、政府系金融機関としての公共的使命と社会的責任を踏まえ、コンプライアンス（法令等遵守）を重要な課題ととらえ、経営方針・行動指針に明示しています。具体的には、適正かつ健全な業務運営の徹底を図り、企業倫理を確立するために、次のような取り組みを行っています。

コンプライアンス委員会

総裁を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する総合的な取り組みの検討、審議等を行っています。

コンプライアンス統括部

コンプライアンスに関する統括部を総務部として、コンプライアンスに関する事項の総合調整等を行っています。

コンプライアンス統括責任者

当公庫におけるコンプライアンスを統括する機関として、コンプライアンス統括責任者を設置し、コンプライアンスに関する行動計画およびそのフォローアップなどを行っています。

コンプライアンス統括者

本店各部およびすべての支店にコンプライアンス統括者を設置し、職員指導および取り組みの統括を行っています。

コンプライアンスの定着化・意識の醸成

法令等の遵守に関する規程、業務遂行にあたり留意すべき事項等を掲載した「コンプライアンスマニュアル」を作成し、全役職員に配付するほか、役職員各自による定期的な自己点検を推進し、また、各研修でコンプライアンスの講座を設けるなど、コンプライアンスの定着化、意識の醸成に努めています。

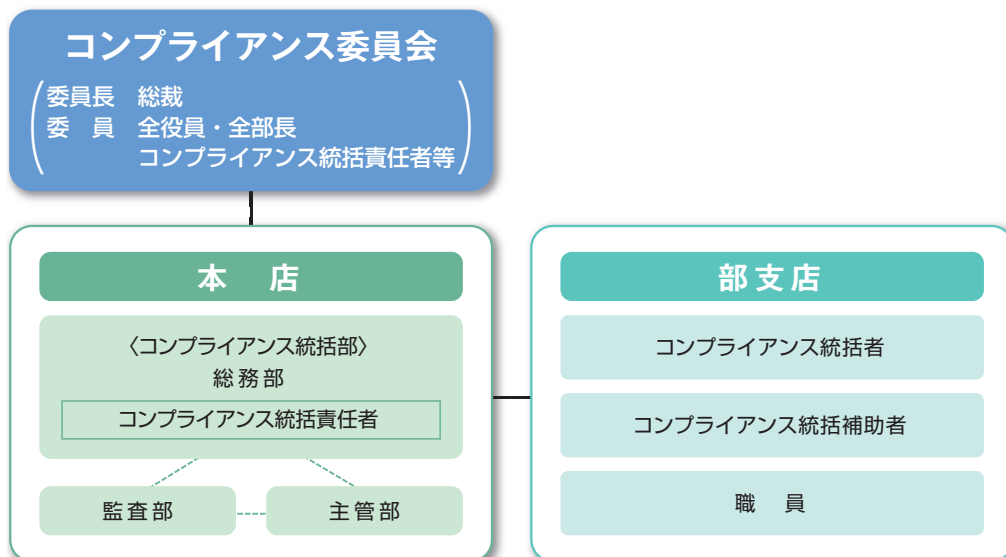
コンプライアンスヘルプライン

コンプライアンスに関する問題を早期に発見して解決するために、コンプライアンス統括部および社外の弁護士事務所に直接報告できるコンプライアンスヘルプラインを設置しています。

監査部による検査

監査部が、本店各部およびすべての支店を対象に実地検査を行い、法令等を遵守した適切な事務処理態勢の状況を確認しています。

▼ コンプライアンス体制



リスク管理の体制

当公庫では、経営の健全性を維持して国民のみなさまからのご理解と信頼が得られるように、リスク管理に関する基本方針を定め、業務上発生しうるさまざまなリスクを適切に管理する体制を整備しています。

具体的には、業務上認識すべきリスクを、信用リスク、事務リスク、システムリスク等のカテゴリーに区分し、個別のリスクを主管する部署を定めて管理するとともに、定期的(四半期毎)に統合リスク管理委員会を開催するなど、全体のリスクの把握や管理を適切に行うよう努めています。

統合リスク管理委員会

総裁を委員長とした統合リスク管理委員会を設置し、当公庫全体のリスク管理についての検討、審議等を行っています。

統合リスク管理室

本店に統合リスク管理室を設置し、本店各部におけるリスク管理が有効に機能しているかどうかを検証するとともに、不備がある場合には適切な措置を講じるように求めます。また、統合リスク管理手法の導入に向けた調査・研究なども行います。

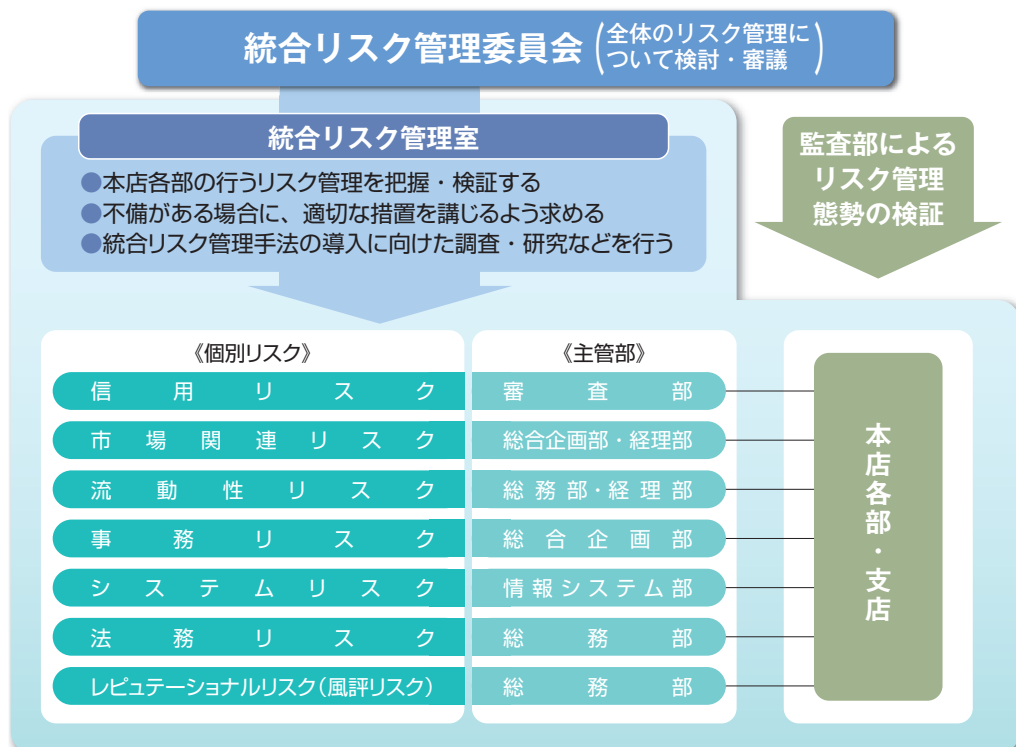
個別のリスク管理

個別のリスクに関して、各主管部は、管理方針を定め、適切に管理を行っています。

リスク管理態勢の検証

監査部は、リスク管理態勢の適切性・有効性を確保するため、本店・支店の実地検査等を通じて、本店各部および支店のリスク管理態勢の検証を行っています。

▼ リスク管理体制



個別リスクの管理の概要

当公庫は、個別のリスクに対して次のとおり管理を適切に行っています。

信用リスク

①個別与信管理

当公庫では、融資審査にあたり、融資対象としての適格性、資金用途の妥当性並びに事業者等の収益性および維持力といった財務状況はもとより、技術力、販売力、事業の将来性、事業者等の資質等についても検討し、適正な融資判断に努めています。

また、融資後の債権管理にあたっては、今後の事業見通しや返済能力等の把握を行い、実態に応じたきめ細かな管理に努めています。

②自己査定

当公庫では、業務の健全性、財務内容の透明性を確保するために、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しています。

③統計手法による管理

膨大な数の信用供与先を有する当公庫では、個別与信管理だけでなく、統計的な手法で信用リスクを管理できるよう、信用データの蓄積、モデルの開発に取り組んでいます。

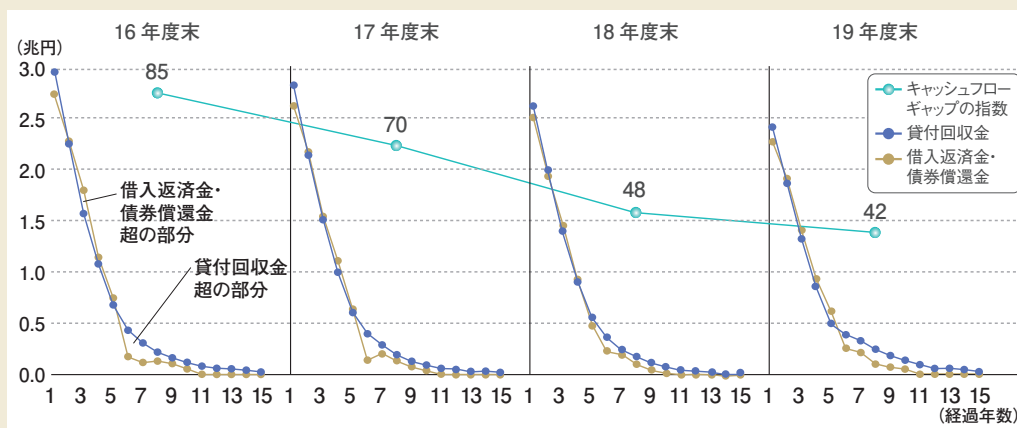
市場関連リスク

当公庫では、市場関連リスクの把握に努め、リスクの特性に応じて、以下のとおり適切に管理することとしています。なお、当公庫では、現状、外貨建ての資産および負債はありませんので、為替リスクは存在していません。

①金利リスク

現状、当公庫では、マチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、債券発行年限の多様化等により金利リスクの低減を図っています。

なお、直近4年間におけるマチュリティ・ラダーとキャッシュフロー・ギャップの指数（13年度末における貸付回収金と借入返済金・債券償還金のキャッシュフロー・ギャップ量を100としたもの）の推移は次のとおりです。



(注) 1 貸付回収金の将来キャッシュフローは、約定キャッシュフロー見込みに繰上償還等の一定の前提を置いて算出しています。
2 貸付回収金の将来キャッシュフローのうち、経過年数が15年を超えるものはグラフから除いています。(なお、指数計算上は含まれています。)

②余裕金の運用

現状、当公庫では、日々の資金繰りの結果余裕金が生じる場合がありますが、その運用はごく短期的なものに限定されています。また、余裕金の運用方法は、国債、地方債、政府保証債などの金融商品を現先取引により行うなど、安全かつ効率的な余裕金の運用を実現するため、適切なリスク管理に努めています。

流動性リスク

当公庫では、財政融資資金、政府保証債および財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しています。
また、資金繰り状況を把握し、複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めています。

事務リスク

当公庫では、正確かつ迅速な事務処理が政策金融機関としての信用の基礎となるものであることを踏まえ、事務リスクの管理を各事務の担当部署において適切に行っています。
また、事務処理に内在するリスクを把握し、事務過誤、不正等を未然に防止するとともに、事務手続におけるチェックの徹底、教育・研修の実施などを通じ、事務処理水準の維持向上に努め、事務リスクの極小化を図っています。

システムリスク

当公庫では、信頼性の高い情報システムの維持管理が政策金融機関としての信用の基礎となるものであることを踏まえ、システムリスクの管理を、担当部署において適切に行っています。
また、情報システムに内在するリスクを把握し、システム障害、顧客情報の漏えい等の未然防止および情報システムの維持向上に努め、システムリスクの極小化を図っています。
さらに、災害等に伴うシステム停止への対応策としてバックアップセンターを設置しています。

法務リスク

当公庫では、法令等を遵守した経営が政策金融機関としての信用の基礎となるものであることを認識し、法務リスクの管理を各事務の担当部署において適切に行っています。
また、当公庫が行っている、または新たに行う業務に内在する法的なリスクを把握し、法令等に反する行為、不適切な内容の契約の締結等による当公庫の社会的・経済的損失の発生防止に努め、法務リスクの極小化を図っています。

レピュテーションリスク（風評リスク）

当公庫では、当公庫の業務等に関連する風評が政策金融機関としての信用や事業活動に重大な影響を及ぼすおそれがあることを認識し、レピュテーションリスクを適切に管理しています。
また、当公庫の業務等に内在するレピュテーションリスクの要因となる事象の正確な把握に努め、リスク発生の未然防止およびリスクの極小化を図っています。



顧客保護等管理への取り組み

当公庫は、お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上に向けて顧客保護等管理に関する継続的な取り組みを行っています。

顧客保護等管理方針の策定

「顧客保護等管理方針」は以下のとおりです。

顧客保護等管理方針

- 1 国民生活金融公庫（以下「公庫」といいます。）は、お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上に向けて継続的な取り組みを行ってまいります。
- 2 公庫は、法令等に従ってお客さまへの取引や商品の説明および情報提供を適切かつ十分に行ってまいります。
- 3 公庫は、お客さまからのご相談等については、お客さまのご理解と信頼を得られるよう、公正・迅速・誠実に対応してまいります。
- 4 公庫は、法令等および「プライバシーステートメント」に基づき、お客さまに関する情報を適切に保護・管理いたします。
- 5 公庫は、公庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう管理いたします。

*本方針において、お客さまとは以下に掲げる①～③の法人その他団体又は個人を意味します。

- ①過去に、公庫とお取引をいただいた方
- ②現在、公庫とお取引をいただいている方
- ③公庫とのお取引を検討している方

*公庫においてお客さま保護の必要性のある業務とは、国民生活金融公庫法（昭和24年5月2日法律第49号）第18条（業務の範囲）及び国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和29年5月10日法律第91号）第10条（公庫の業務の特例）に定める業務をいいます。

顧客保護等管理に関する責任者の設置

顧客保護等に関する取り組みを総括するため、総括顧客説明管理責任者、総括顧客サポート等管理責任者、統括情報管理責任者、統括外部委託管理責任者をそれぞれ設置しています。

監査部による検査

監査部は、本店各部およびすべての支店を対象として、顧客保護等管理態勢の検査を実施しています。

個人情報の保護

当公庫は、お客さまの事業等に関する大切な情報を取り扱う政策金融機関として、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等に基づき、規定等を整備し、業務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、お客さまの個人情報の保護に努めています。

なお、当公庫においては、法人のお客さまの情報についても個人情報に準じて適正に取り扱い、保護しています。

個人情報の収集

当公庫は、お客さまの個人情報をお客さまから直接、書面により収集する際は、あらかじめ当公庫の業務において必要な範囲での利用目的を明示します。また、ご融資のお取引にあたっては、お客さまにその利用目的について十分ご理解いただけるように、お借り入れの申込時やご融資の契約時等に、お客さまから同意をいただいたうえで個人情報を収集しています。

個人情報の利用

当公庫は、お客さまのお取引を円滑に進め、よりよい融資制度・サービスを提供させていただくため、お客さまに関する必要な情報を収集させていただいております。当公庫における個人情報の利用目的は、お客さまご本人かどうかの確認、ご融資の判断、ご融資後の管理、融資制度等のご案内のためのダイレクトメールの発送等、アンケートの実施等による調査・研究など公庫の業務遂行の範囲とします。

個人情報の第三者提供

当公庫は、お客さまから収集させていただいた個人情報は、お客さまの事前の同意を得ている場合や法令に基づく場合等、一定の場合を除いて、第三者に提供しません。

なお、当公庫の業務を遂行する範囲において、お客さまの個人情報を委託業者に業務委託する場合があります。この場合、十分な個人情報の安全管理対策を講じている信頼できる事業者を選定するとともに、守秘義務契約等を締結したうえで、その取り扱い・管理が十分されていることを監督し、個人情報の保護に万全を期すよう努めます。

個人情報の管理

当公庫は、お客さまの個人情報を業務遂行する範囲において、正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、不当なアクセスや個人情報の漏えい・紛失・滅失・改ざん等に対する予防措置および安全対策を講じます。

また、お客さまの個人情報の保護と適正な取り扱いに関する職員教育を継続して実施いたします。

個人情報の開示、訂正、利用停止等

お客さまが、当公庫が保有するお客さまの個人情報の開示、訂正、利用停止等(以下「開示等」といいます。)を希望される場合は、独法等個人情報保護法の開示等の手続きに基づき取り扱います。

なお、独法等個人情報保護法の開示等の手続きによらず、開示等ができる場合がありますので、最寄りの取扱支店にご相談ください。

継続的な改善

当公庫は、お客さまの情報の取り扱いについては、必要に応じて改善を行ってまいります。

プライバシーステートメント

当公庫は、個人情報の適切な保護と利用に関する取組方針等を「プライバシーステートメント」として制定し、公庫のホームページ（<http://www.kokukin.go.jp/>）に掲載するとともに、152支店の店頭で配布しています。

情報公開

ディスクロージャーの積極的な実施

当公庫の現況を理解していただくために、業務内容、財務状況について次のとおり開示しています。
 なお、開示資料は、ホームページ（<http://www.kokukin.go.jp/>）でもご覧いただけます。

資料の種類	公表場所・方法	公表時期
財務諸表 (損益計算書、貸借対照表および財産目録)	<ul style="list-style-type: none"> ・官報にて公告 ・総務省内の行政情報総合案内センターに掲示 ・業務報告書に記載して、各店舗に常備 	7月
附属明細書	<ul style="list-style-type: none"> ・業務報告書に記載して、各店舗に常備 	7月
業務報告書 (業務内容、業務実績、組織概要、財務内容等を掲載)	<ul style="list-style-type: none"> ・国会提出 ・総務省内の行政情報総合案内センターに掲示 ・各店舗に常備 ・国会図書館、地方公共団体、経済団体、ご希望の方等に配付 	7月
監事の意見書 (財務諸表にかかるもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省内の行政情報総合案内センターに掲示 ・業務報告書に記載して、各店舗に常備 	7月
決算報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省内の行政情報総合案内センターに掲示 ・業務報告書に記載して、各店舗に常備 	7月
監事の意見書 (決算報告書にかかるもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省内の行政情報総合案内センターに掲示 ・業務報告書に記載して、各店舗に常備 	7月
行政コスト計算財務書類 (行政コスト計算書、民間企業仮定貸借対照表、民間企業仮定損益計算書等)	<ul style="list-style-type: none"> ・各店舗に常備 ・ご希望の方等に配付 	7月
国民生活金融公庫レポート （本誌）	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省内の行政情報総合案内センターに掲示 ・各店舗に常備 ・ご希望の方等に配付 	8月
監事監査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・各店舗に常備 ・インターネット上に公表 	8月

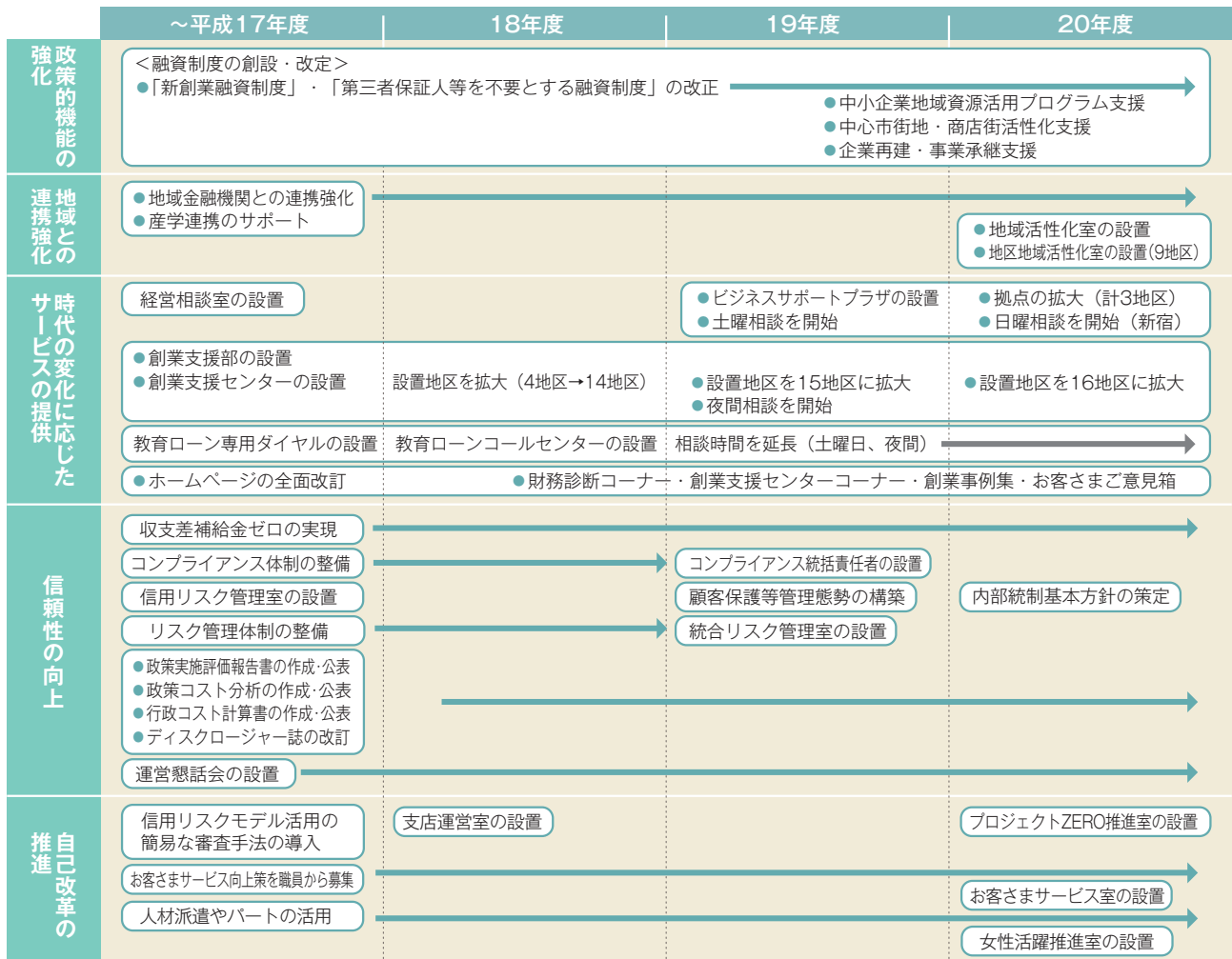
開示請求の受付

当公庫では、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」等に基づいて、本店および152支店に設置している情報公開・個人情報保護窓口で当公庫の保有する法人文書の開示請求を受け付けています。

サービス向上と効率化等への取り組み

サービスアップと効率化への取り組み

当公庫では、経営方針・経営目標に従って、お客さまサービスの向上を図るとともに、経営の効率性・健全性・透明性を一層高めるため、事務の集中化、収支差補給金ゼロ経営の継続、積極的な情報開示など、不断の自己改革に取り組んでいます。



■「プロジェクトZERO 推進室」および「お客さまサービス室」の設置

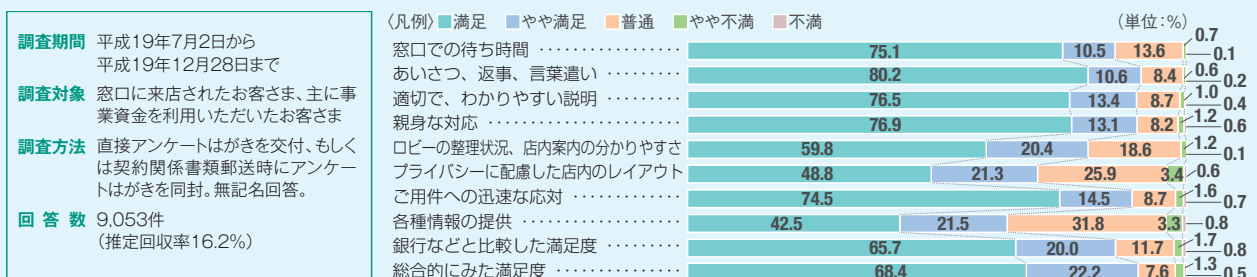
◎「プロジェクトZERO推進室」の設置

BPR(ビジネス・プロセス・リエンジニアリング)にかかる取り組みを「プロジェクトZERO」とし、その取り組みを積極的に推進するため、平成20年3月、総合企画部に「プロジェクトZERO推進室」を設置しました。BPRを活用することで、「捨てる勇気・残すこだわり」を持って業務プロセスの見直しを進めます。

◎「お客さまサービス室」の設置

お客さまから寄せられたご意見・ご要望等をもとに、顧客サービスの向上を一層推し進めるための部署として、平成20年7月、企業融資部に「お客さまサービス室」を設置しました。

■ お客さまの声をサービス向上に役立てるため、接客、サービス等に関するアンケート調査を実施



環境に配慮した事業活動への取り組み

当公庫では、紙の使用量や電力量などの削減といった省資源・省エネルギーに組み、環境負荷の軽減に努めています。また、公害防止設備やリサイクル関連設備等を導入されるお客さまへの環境・エネルギー対策貸付等のご融資を通じて、環境に配慮した小企業のみなさまの事業活動を支援しています。

省資源・省エネルギーへの取り組み

●グリーン購入の推進

当公庫では、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に基づき、毎年度調達目標を定め、特定調達物品の購入を本店および全国152支店において積極的に推進しています。平成19年度は、調達品目128品目のうち、目標達成率80%以上の品目が121品目(目標達成率100%は51品目)になりました。

●各種帳票の電子化

業務の効率化や帳票の紛失等のリスク軽減のために、日常業務で使用する帳票の電子化や見直しを実施した結果、紙の使用量を大幅に削減することができました。帳票の電子化や見直しの実施以前と比べA4用紙換算で約190万枚の削減が図られています。

●クールビズへの取り組み

本店および全国の支店において、平成17年度以降、6月から9月までの期間は室内の冷房温度を28℃に設定する取り組みを実施し、職員には「ノーネクタイ、ノー上着勤務」を奨励しています。

環境対策への融資の取り組み

環境・エネルギー対策貸付および環境対策関連貸付などのご融資を通じて、公害防止設備、リサイクル関連設備、省エネルギー設備等の環境保全・改善に資する設備の導入を支援しています。


■ 女性の活躍および仕事と育児の両立のための取り組みを推進

◎**仕事と育児の両立のための取り組み**
次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえ、平成17年度から行動計画を策定し、各種施策の実施や制度の周知活動を行っています。
平成19年5月、東京労働局長から「仕事と育児の両立支援に積極的に取り組んでいる企業」と認定され、次世代認定マーク(愛称「くるみん」)を取得しました。


◎**「女性活躍推進室」の設置**
平成20年3月に「女性活躍推進室」を設置し、女性の採用数拡大および女性の能力開発(①意識改革、②制度の創設、③人材育成プラン)に取り組んでいます。

◎**「キャリアカムバックプラン(再雇用制度)」の新設**
平成20年4月、結婚、出産・育児、介護または配偶者の転勤に伴い退職する職員に復職の機会を提供する制度を導入しました。

◎**「融資第三課(愛称：チーム“f(エフ)”)」の新設**
平成20年7月、女性職員のみで構成する「融資第三課(愛称：チーム“f”)」を横浜支店に新設しました。「チーム“f”)」では、女性ならではの視点が必要な事業を営む(始めようとする)お客さまなどからの相談や融資審査、女性経営者や女性起業家を支援しているさまざまな団体との連携などを担当しています。
「チーム“f”)」の“f”)には①feminine(女性の)②faithful(信頼できる)③finance(金融)の3つの意味を込めています。



次世代認定マーク



財務の状況

収支状況

当公庫の平成19年度の財務諸表(法定財務諸表)^(注)においては、事務費等をまかなえる必要な利ざやを確保できたものの、貸付金残高の減少や資金調達金利の上昇により、実質損益は減少しました。一方で、372億円の貸付金償却を実施し、一層の財務の健全化を図りました。

なお、赤字を補てんするための収支差補給金は、平成15年度以降受け入れていません。

(注)当公庫の財務諸表は「国民生活金融公庫法」、「公庫の予算及び決算に関する法律」、「特殊法人等会計処理基準」等に基づいて作成され、財務大臣の承認を受けています。

(単位:億円、%)

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
経常収益	2,445	2,217	2,013	1,979	2,062
うち貸付金利息	2,025	1,841	1,676	1,623	1,649
うち一般会計より受入 (収支差補給金を除く)	51	52	55	52	59
経常費用	2,442	2,216	2,010	1,980	2,059
うち借入金利息・債券利息	855	649	499	509	606
うち事務費・業務委託費	747	733	713	708	697
うち貸付金償却	488	530	474	388	372
実質損益	▲45	▲43	21	50	10
収支差補給金	0	0	0	0	0
貸倒引当金戻入	359	314	271	293	343
貸倒引当金繰入	314	271	293	343	354
当期利益金	0	0	0	0	0
貸付金残高	100,694	95,775	89,847	83,435	78,605
借入金・債券残高	97,678	92,523	86,630	80,240	75,504
資本金	3,479	3,681	3,694	3,694	3,811
自己資本比率	3.79	4.15	4.46	5.97	6.50
資金運用利ざや	1.12	1.19	1.25	1.27	1.26
事務経費率	0.75	0.76	0.78	0.83	0.87

(注)1 「借入金利息・債券利息」には、債券発行差金償却を含みます。

2 「実質損益」は、収支差補給金受入および貸倒引当金戻入・繰入前の実質的な当期利益を示しています。

収支差補給金の受入状況

国民生活金融公庫補給金(収支差補給金)ゼロ経営を継続

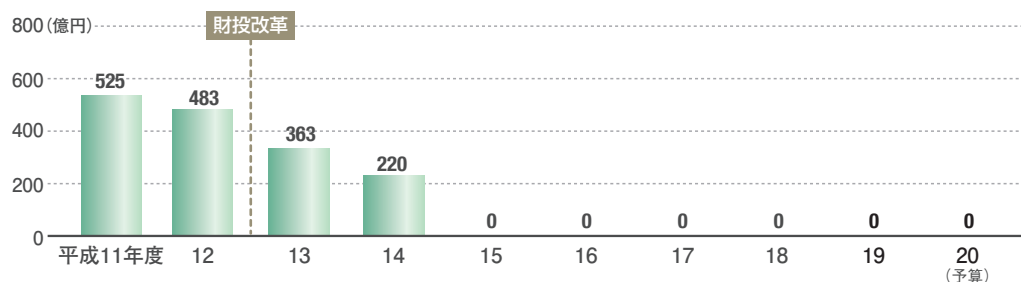
当公庫は、財政投融资改革(平成13年4月から実施)による資金調達コストの低下^(注1)というメリットを最大限に生かしつつ、業務改善に取り組んだ結果、平成15年度以降5年連続で赤字を補てんするための収支差補給金をゼロとしています。

また、平成20年度予算においても、上期(国民生活金融公庫)、下期(株式会社日本政策金融公庫(国民一般向け業務))^(注2)ともに収支差補給金をゼロとし、国民負担に頼らない経営を継続してまいります。

(注1) 財政投融资改革により、財政借入の金利体系が抜本的に見直され、10年もの新発国債を基準とした金利体系から借入期間に応じた金利体系に変更されました。このため、資金調達の多くを5年の財投借入でまかなっている当公庫の借入金利は、平成13年度以降従来に比べ大幅に低下しています。

(注2) 「政策金融改革に係る制度設計」において、「収支差補給の形になっているものはこれを見直す」とされています。

国民生活金融公庫補給金(収支差補給金)の推移



(注)当公庫は、平成14年度までの20年間連続して収支差補給金を受け入れていました。

【参考】当公庫を民間企業と仮定して試算した場合の財務状況

当公庫は、作成を義務付けられている法定財務諸表(45ページ参照)に加えて、説明責任の充実と透明性の向上の観点から、企業会計原則に準拠して試算した民間企業仮定の財務諸表を公表しています。当公庫は、法定財務諸表では資産超過ですが、初めて民間企業仮定の財務諸表を作成した平成12年度(自己資本▲1,801億円)以来債務超過となっています(平成19年度自己資本▲1,120億円)。

これは、法定財務諸表の会計基準では、民間企業とは異なる法令、国の予算・会計制度のもとで政策金融を実施している当公庫の特性が考慮されているのに対し、民間企業向けの会計基準では、企業が株主等のための営利追求を目的としていることから、事業継続に必要な財務上の手当て(引当金等の充実、資本の蓄積)が求められているという会計制度上の差異によるものです。

なお、当公庫の業務は全国の数多くの小企業のみなさま向けの小口融資であることから、信用リスクが分散されています。また、いわゆる「財投改革」(平成13年度)以降、適正な利ざやの確保に努めており、平成15年度以降収支差補給金を受け入れることなく収支は相償しています(45ページ参照)。これらの状況からみて、当公庫の財務内容に懸念はないものと考えています。

民間企業仮定の貸借対照表において債務超過となる主な要因

①民間の会計基準では、貸倒引当金や退職給付引当金の計上額が大きい

法定財務諸表の会計基準は、不急の財政支出を最小限とする観点から、引当金の計上額は制限されています。一方、民間の会計基準では、将来の損失に備えて貸倒引当金や退職給付引当金を計上する必要があります。

②民間企業とは異なり、資本を蓄積する仕組みがない

当公庫は、法令、国の予算・会計制度のもとで運営されている政府系金融機関であり、現行制度上、資本金は国からの出資金のみで構成されているほか、民間企業のように将来の損失等に備えて資本を蓄積できる仕組みも用意されていないので、利益が出れば国庫に納付しなければなりません。(なお、損失が出れば国が補てんします。)

(資料編18ページ参照)

《貸借対照表》

平成20年3月31日現在

▼ 法定貸借対照表

(単位:億円)

科目	金額	科目	金額
貸付金	78,605	借入金	60,504
その他	1,335	債券	15,000
貸倒引当金	▲354	その他	271
		(負債合計)	75,775
		資本金	3,811
		(資本合計)	3,811
資産合計	79,587	負債・資本合計	79,587

▼ 民間企業仮定貸借対照表

(単位:億円)

科目	金額	科目	金額
貸付金	78,605	借入金	60,504
その他	1,258	財政融資資金等借入金	57,221
貸倒引当金	▲4,157	一般会計借入金	3,283
		債券	14,990
		その他	219
		退職給付引当金	1,113
		負債の部合計	76,827
		資本金	3,811
		利益剰余金	▲4,931
		純資産の部合計	▲1,120
資産の部合計	75,707	負債及び純資産の部合計	75,707

【参考】株式会社日本政策金融公庫の財務面の特徴

株式会社日本政策金融公庫（「政策公庫」）は、特別の法律に基づく株式会社（特殊会社）の形態をとります。これは、民間の株式会社のように「利益を追求する」ためではなく、株式会社の仕組みを活用することにより健全で透明性が高く効率的な事業運営を行うためです。政策公庫の株式の常時全額政府保有のほか、予算の国会議決、決算の国会提出などが法定されており、国の関与のもと公共性の高い政策金融を担うという組織の性格は統合後も変わりません。（3～4ページ参照）

また、特殊会社である政策公庫が、負託された政策金融機能を確実に発揮し、併せて健全で透明性が高く効率的な経営を実現できるよう、次のような財務面の仕組みが法定されています。

① 企業会計原則に基づく財務諸表の作成と会計監査人による監査

株式会社である政策公庫には、基本的には会社法が適用されます。したがって、財務諸表は企業会計原則に準拠して作成されますし、会計監査人による監査の対象となります。

② 政策公庫の承継財産についての厳格な評価

政策公庫が4機関から承継する資産および負債（承継財産）の価額は、原則として評価委員が政策公庫の成立日現在の時価を基準として行う厳格な評価手続（デューデリジェンス）を踏まえたものとなります。

③ 業務ごとの勘定の設定による業務の適切な実施と透明性の確保

政策公庫では、業務の適切な実施と透明性の確保を図る観点から、業務ごとに勘定を設け、区分経理して管理します。当公庫が現在担っている業務は、他の機関の業務と区分された単一の勘定で管理されます。

④ 「経営改善資金特別準備金」の設置

「経営改善貸付」の安定的な運営を確保するため、政策公庫への移行に際して「経営改善資金特別準備金」が設置されます。この準備金は、当該貸付の円滑な運営に資する財源として措置されている無利子で返済期限の定めのない「一般会計借入金」の一部を活用して貸借対照表の「純資産の部」に設置されるものです。^(注)

(注) 設置される特別準備金の具体的な金額等は政令で定められます。

■ 「経営改善資金特別準備金」の設置の意義

- 経営改善貸付業務の安定的運営が確保されます。
- 政策公庫における国民生活金融公庫業務に係る勘定の財務基盤もより安定したものとなるとともに、当該勘定は資産超過となる見込みです。

■ 政策公庫における具体的な勘定区分

政策公庫では、政策上必要な業務の的確な実施と政策の実施にかかる責任の明確化の観点から、業務ごとに勘定を設け、区分経理して管理します。現在の当公庫の業務は、一つの勘定で管理されます。

▼ 日本政策金融公庫の勘定区分

国民一般向け業務
(現在の国民生活金融公庫の業務)

農林水産業者向け業務

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

中小企業者向け証券化支援買取業務

信用保険等業務

国際協力銀行業務

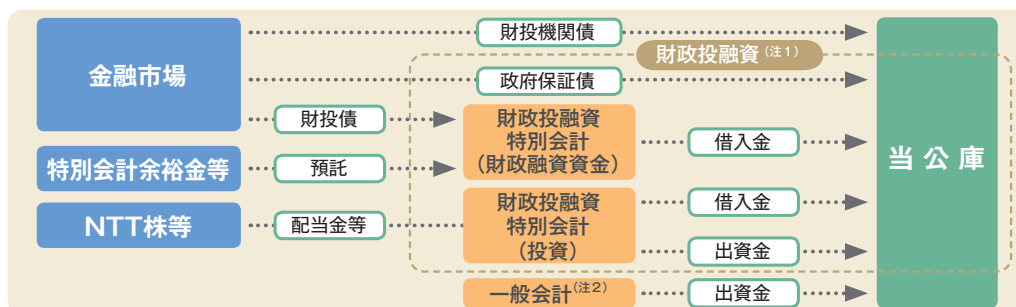
危機対応円滑化業務

(注) 勘定名は仮称です。

【参考】資金調達の仕組み

当公庫の融資の原資は、融資回収金等の自己資金のほか、財政融資資金借入、債券発行(政府保証債、財投機関債)などで調達しています。

▼ 当公庫の資金調達の仕組み



(注1) 財政投融資は政府が主に財投債によって市場から資金調達し、国の施策を行う機関に対して資金供給を行うものです。その規模は、平成20年度計画では1兆8,689億円で、そのうち当公庫および株式会社日本政策金融公庫(国民一般向け業務)は1兆9,962億円となっています。

(注2) 政府は、必要があると認めるときは、一般会計予算で定める金額の範囲内において、当公庫に追加して出資することができます。

▼ 資金調達(平成20年度計画)

債券発行による資金調達

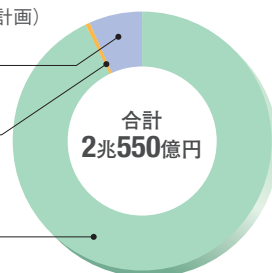
1,350億円(50.0)

産業投資借入金

100億円(105.3)

財政融資資金借入金

1兆9,100億円(98.2)



政府保証債	750億円 (93.8)
7年債	400億円(100.0)
10年債	350億円(87.5)
財投機関債	600億円(31.6)

【参考】

当公庫の格付け取得状況

財投機関債の格付け(平成20年7月現在)

格付投資情報センター(R&I)	AAA
日本格付研究所(JCR)	AAA

(注)1 ()内は前年度当初計画比(%)です。

2 当公庫と株式会社日本政策金融公庫(国民一般向け業務)の合計です。

不良債権の状況

当公庫の不良債権残高(金融再生法開示債権ベース)は、平成19年度末には8,035億円(不良債権比率は10.2%)となっています。また、民間金融機関の開示例と同様に、自己査定により回収不能に分類された債権額(IV分類額)を控除した不良債権残高は4,725億円(同比率は6.3%)となっています。このうち貸出条件緩和債権を含む要管理債権は2,801億円と全体の35%(IV分類額控除後では59%)を占めており、当公庫と同様に中小企業を中心に融資を行っている地域銀行や協同組織金融機関に比べて大きくなっています。これは次のような業務特性を反映したものです。

当公庫のお客さまのなかには、経済情勢の悪化、取引先の倒産、自然災害等の影響により約定どおりの返済が難しくなる方も少なくありません。このような場合に、お客さまの実情や将来の見通しを考慮したうえで返済条件を緩和しています。当公庫といたしましては、こうした柔軟な対応により、経営の立て直しや企業再生を後押ししていくことは、新たな融資を行うことと並んで重要な政策的使命と考えています。

▼ 不良債権の状況(平成19年度末)

(単位:億円、%)

	破綻更正債権及びこれらに準ずる債権、危険債権の合計		要管理債権		合計
	金額	構成比	金額	構成比	
当公庫	5,234	65.1	2,801	34.9	8,035
(参考) IV分類額控除後	1,924	40.7	2,801	59.3	4,725
地域銀行	55,870	74.0	19,600	26.0	75,460
協同組織金融機関	46,580	82.3	10,040	17.7	56,630

(注)1 (参考)IV分類額控除後は、自己査定により回収不能に分類された債権額(IV分類額)を控除した場合の金融再生法開示債権です。当公庫では部分直接償却を実施していませんが、民間金融機関の開示例と同様に部分直接償却を実施した場合の残高を表示したものです。

2 民間金融機関の金額データは、億円単位が四捨五入されたものです。

3 地域銀行の計数は、地方銀行および第二地方銀行を集計したもの、協同組織金融機関の計数は、信用金庫、信用組合、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会および労働金庫連合会を集計したものです。

(資料)金融庁ホームページ

融資制度一覧

普通貸付					
ご融資の種類		ご利用いただける方	ご融資額	ご返済期間	
一 般 貸 付	事業を営む方（ほとんどの業種の方にご利用いただけます。）		4,800万円以内	運転資金 5年以内 (特に必要な場合は7年以内) 設備資金 10年以内	
			特定設備資金 7,200万円以内	20年以内	
経営改善貸付 (マ ル 経 融 資)		商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている方であつて、商工会議所等の長の推薦を受けた方	1,000万円以内	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	
特 別 貸 付	新企業育成貸付	新規開業資金	新たに事業を始める方や事業開始後おおむね5年以内の方	7,200万円以内 (うち運転資金 4,800万円以内)	運転資金 5年以内 (特に必要な場合は7年以内) 設備資金 15年以内
		女性、若者/シニア起業家資金	女性または30歳未満か55歳以上の方で、新たに事業を始める方や事業開始後おおむね5年以内の方		
		再チャレンジ支援融資 (再挑戦支援資金)	廃業歴等のある方など一定の要件に該当する方で、新たに事業を始める方や事業開始後おおむね5年以内の方	2,000万円以内	(実績連動金型貸付をご利用の場合は、運転資金、設備資金とも7年)
		新事業活動促進資金	経営多角化、事業転換などにより第二創業などを図る方	7,200万円以内 (うち運転資金 4,800万円以内)	運転資金 5年以内 (特に必要な場合は7年以内) 設備資金 15年以内 (特に必要な場合は20年以内)
	企業活力強化貸付	企業活力強化資金	卸売業、小売業、飲食サービス業またはサービス業を営む方で、合理化のための設備投資や新分野進出などを行う方	7,200万円以内 (うち運転資金 4,800万円以内)	運転資金 5年以内 (特に必要な場合は7年以内) 設備資金 20年以内
		IT資金	情報化のための設備投資を行う方	7,200万円以内 (うち運転資金 4,800万円以内)	運転資金 5年以内 (特に必要な場合は7年以内) 設備資金 15年以内
		財務向上サポート資金	經常利益が赤字であるなど一定の要件に該当する方であつて、合理化のための取り組みなどを行うことにより収益性の向上が見込まれる方	1,500万円以内	運転資金 5年以内 (特に必要な場合は7年以内) 設備資金 10年以内 (特に必要な場合は15年以内)
		地域活性化・雇用促進資金	承認企業立地計画などに従って事業を行う方または雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う方	7,200万円以内 (うち運転資金 4,800万円以内)	運転資金 5年以内 (特に必要な場合は7年以内) 設備資金 15年以内 (一部の対象者については20年以内)
	食品貸付		食品関係の小売・製造小売業または花き小売業を営む方で、店舗の新築・増改築、機械設備の導入、フランチャイズチェーンへの加盟などを行う方	7,200万円以内	設備資金 原則 13年以内
	環境・エネルギー対策貸付	環境・エネルギー対策資金	省エネルギー効果の高い設備を導入する方または環境対策の促進を図る方	7,200万円以内 (うち運転資金 4,800万円以内)	運転資金 5年以内 (特に必要な場合は7年以内) 設備資金 15年以内
	セーフティネット貸付	経営環境変化資金	売上が減少するなど業況が悪化している方	4,800万円以内	運転資金 5年以内 (特に必要な場合は7年以内) 設備資金 15年以内
		金融環境変化資金	取引金融機関の経営破たんなどにより、資金繰りに困難を来している方	別枠 4,000万円以内	運転資金 5年以内 (特に必要な場合は7年以内)
企業再生貸付	企業再建・事業承継支援資金	中小企業再生支援協議会の関与もしくは民事再生法に基づく再生計画の認可などにより企業の再建を図る方または事業を承継する方	7,200万円以内 (うち運転資金 4,800万円以内)	運転資金 5年以内 (特に必要な場合は7年以内) 設備資金 15年以内	

- (注) 1 お使いみちによっては、ご融資額・ご返済期間が異なる場合があります。
 2 普通貸付(一般貸付)の特定設備資金は、取扱商品、業種の変更などを行う方が対象になります。
 3 特別貸付にはこのほか、環境・エネルギー対策貸付(社会環境対応施設整備資金)、セーフティネット貸付(取引企業倒産対応資金)の融資制度があります。
 4 経営環境変化資金のご融資額を「普通貸付と合わせて4,800万円以内」から「4,800万円以内(普通貸付とは別にご利用いただくことが可能です。)」に拡充する取扱期間は、平成21年3月31日までです。
 5 金融環境変化資金のご融資額を「別枠3,000万円以内」から「別枠4,000万円以内」に引き上げる取扱期間は、平成21年3月31日までです。

生活衛生貸付

ご融資の種類		ご利用いただける方	ご融資額	ご返済期間	
一般貸付		生活衛生関係の事業を営む方	7,200万円以内 ただし、 ●興行場営業、サウナ営業 2億円以内 ●旅館業 4億円以内 ●一般公衆浴場業 3億円以内 (2施設以上の場合は 4億8,000万円以内) ●クリーニング業 1億2,000万円以内	設備資金 13年以内 (特別な場合はこれを 超えることができます。) (一般公衆 浴場業は 30年以内)	
振興事業貸付	設備資金	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員であって、生活衛生関係の事業を営む方	1億5,000万円以内 ただし、 ●興行場営業、旅館業 7億2,000万円以内 ●一般公衆浴場業 1億5,000万円以内 (一般貸付とは別枠) ●クリーニング業 3億円以内	18年以内 (店舗等の新設の 場合は20年以内)	
	運転資金		5,700万円以内	5年以内 (特に必要な場合は7年以内)	
生活衛生改善貸付		生活衛生関係の事業を営む小規模事業者であって、生活衛生同業組合の理事長等の推薦を受けた方	1,000万円以内	設備資金 7年以内 運転資金 5年以内	
特別貸付	環境対策関連貸付	防災・環境対策資金	店舗の防火安全の確保、アスベストの飛散防止、耐震改修を行う方	上乗せ 3,000万円以内 (設備資金・ 運転資金の通算)	設備資金 15年以内 運転資金 5年以内 (特に必要な場合は7年以内)
	事業安定等貸付	雇用安定金	振興計画に基づく事業を実施している方であって、事業の拡大のための設備投資を行うことにより、雇用の増加が見込まれる方	上乗せ 3,000万円以内	設備資金 18年以内
	健康・福祉増進貸付	福祉増進金 受動喫煙防止資金	店舗のバリアフリー化など、高齢者などが利用しやすい店舗にするための設備を設置する方 店舗など多くの人が利用する施設において、受動喫煙を防止するための設備を設置する方	上乗せ 3,000万円以内 (2資金の通算)	15年以内
特別貸付	衛生環境激変特別貸付	生活衛生関係の事業を営む方であって、感染症または食中毒の発生による衛生環境の激変に起因して衛生水準の維持向上に支障を来している方	衛生環境の激変事由ごとに別枠 1,000万円以内	5年以内 (特に必要な場合は7年以内)	

(注) 1 お使いみちによっては、ご返済期間が異なる場合があります。

2 クリーニング取次業(平成16年4月16日現在クリーニング業を営んでいた方であって、同日以降クリーニング取次業に業態転換した方に限ります)については、一般貸付および振興事業貸付(設備資金・運転資金)のご融資額は4,800万円以内です。

3 特別貸付のご融資額は、一般貸付または振興事業貸付の業種ごとのご融資額に上記金額を上乗せしてご利用いただけます。

4 特別貸付にはこのほか、生活衛生セーフティネット貸付があります。

担保・保証人の要件を緩和した融資制度

▼ 新創業融資制度

ご利用いただける方・ご利用いただける融資制度	ご融資額	ご返済期間
<p>■ご利用いただける方 新たに事業を始める方や事業開始後税務申告を2期終えていない方（事業開始前、または事業開始後で税務申告を終えていない場合は創業資金の3分の1以上の自己資金が必要）</p> <p>■ご利用いただける融資制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規開業資金 ・女性、若者／シニア起業家資金 ・再チャレンジ支援融資（再挑戦支援資金） ・新事業活動促進資金 ・食品貸付 ・生活衛生貸付（一般貸付および振興事業貸付に限ります。） ・普通貸付（食品貸付または生活衛生貸付（一般貸付）の対象となる方が必要とする運転資金に限ります。） ・企業活力強化資金 ・IT資金 ・環境・エネルギー対策資金 ・社会環境対応施設整備資金 ・企業再建・事業承継支援資金（事業承継関連に限ります。） 	1,000万円以内	<p>運転資金 5年以内</p> <p>設備資金 7年以内</p>

(注)1 通常適用される利率に、1.2%（年利）が上乗せされます。

2 実績連動金利型貸付をご利用いただく方については、ご返済期間7年（うち据置期間2年）となります。

▼ 第三者保証人等を不要とする融資

ご利用いただける方・ご利用いただける融資制度	ご融資額	ご返済期間
<p>■ご利用いただける方 次のいずれにも該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 税務申告を2期以上行っていること 2 原則として、所得税等を完納していること <p>■ご利用いただける融資制度 ほとんどの事業資金融資でご利用いただけます。（無担保・無保証人の融資制度である「経営改善貸付（マル経融資）」、「生活衛生改善貸付」を除きます。）</p>	4,800万円以内	<p>運転資金 5年以内 （特に必要な場合は7年以内）</p> <p>設備資金 10年以内</p>

(注)1 通常適用される利率に、0.65%（年利）が上乗せされます。

2 建物のアスベスト除去などを行うために、次の制度をご利用いただく場合、上乗せ利率(0.65%)が免除されます。

- ・環境・エネルギー対策資金（環境・エネルギー対策貸付）
- ・防災・環境対策資金（環境対策関連貸付（運転資金を除く））

3 再チャレンジ支援融資（再挑戦支援資金）の実績連動金利型貸付をご利用いただく方については、返済期間7年（うち据置期間2年）となります。

教育貸付等

ご融資の種類		ご利用いただける方		ご融資額	ご返済期間
教育貸付 (注1)	教育一般貸付	高校、短大、大学、専修学校、各種学校などに入学・在学される方の保護者（ご本人または他のご親族でもご利用いただける場合があります。）でそれぞれ右の要件に該当する方	給与所得者については世帯の年間収入が990万円(事業所得者については世帯の年間所得が770万円)以内の方 ^(注2)	学生・生徒 お1人につき 200万円以内	10年以内(交通遺児家庭または母子家庭の方については1年以内の延長が可能)、うち据置期間は在学期間以内
	郵貯貸付		教育積立郵便貯金の積立を完了しており、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構のあっせんを受けた方	学生・生徒 お1人につき 200万円以内 <small>(ただし、教育積立郵便貯金の範囲内)</small>	
	年金教育貸付		厚生年金保険または国民年金の加入期間が10年以上の被保険者で、独立行政法人福祉医療機構のあっせん ^(注3) を受けた方(世帯の年間収入(所得)上限額は教育一般貸付と同じです。)	厚生年金保険の被保険者は学生・生徒お1人につき100万円以内、国民年金の被保険者は学生・生徒お1人につき50万円以内 <small>(ただし、同一学生・生徒お1人につき100万円以内)</small>	
恩給・共済年金担保貸付 ^(注4)		恩給や共済年金等(以下、恩給等といいます。)を受けている方		250万円以内 ただし、恩給等の年額の3年分以内 <small>(ご融資限度額の範囲内であれば、追加のお申込みもできます。)</small>	4年以内
記名国債担保貸付		記名国債の記名者の方		国債により異なります。	国債により異なります。
受託業務	厚生年金等担保貸付 ^(注5) <small>(独立行政法人福祉医療機構からの受託業務)</small>	厚生年金保険、船員保険、国民年金(老齢福祉年金を除く)の年金を受けている方		250万円以内 <small>(ただし、年金の年額や返済方法などにより異なります。)</small>	4年以内
		労災年金を受けている方		250万円以内 <small>(ただし、年金の年額や返済方法などにより異なります。)</small>	

(注1)ご利用にあたっては(財)教育資金融資保証基金(または連帯保証人1名以上)による保証が必要です。

なお、(財)教育資金融資保証基金による保証をご利用いただく場合は、別途保証料(年1.0%相当分)が必要です。

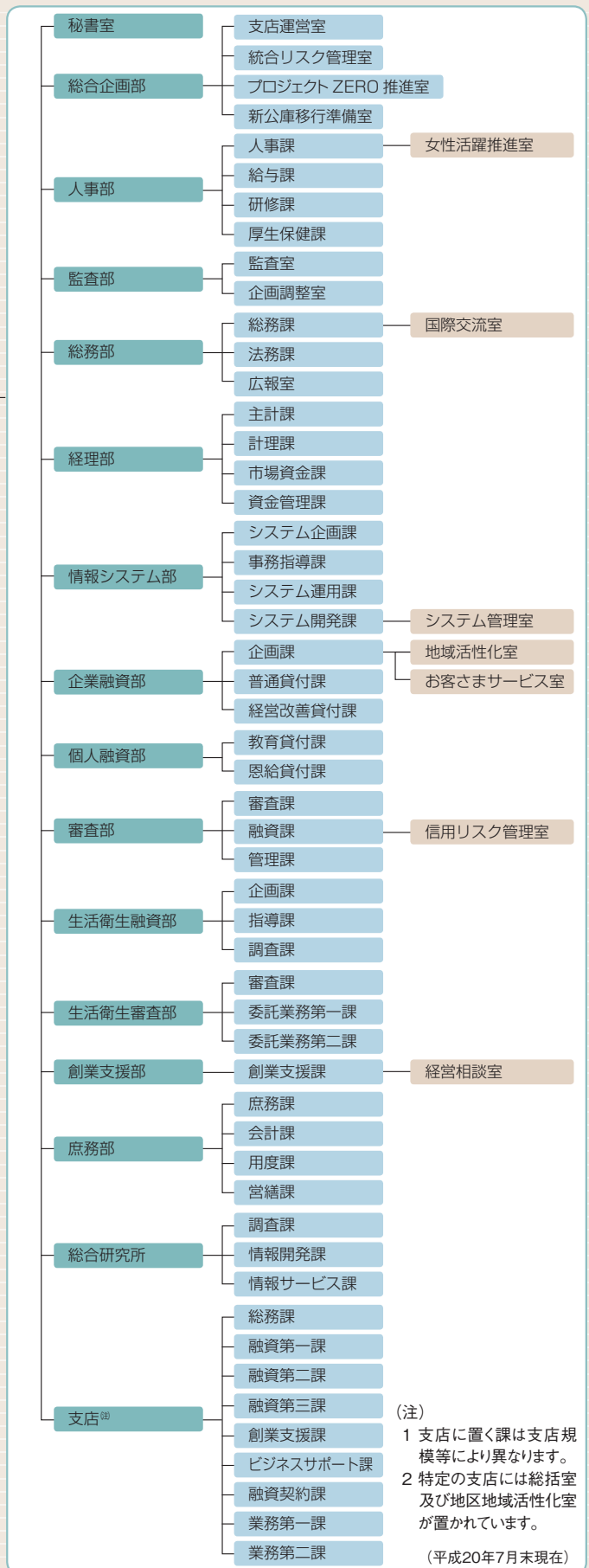
(注2)平成20年10月から、ご利用いただける方の世帯の年間収入(所得)の上限額が変更となります。詳しくは、29ページをご覧ください。

(注3)独立行政法人福祉医療機構は、平成20年度から申込あっせん業務を休止しています。

(注4)ご利用にあたっては恩給等の受給権の担保および連帯保証人(1名以上)が必要です。

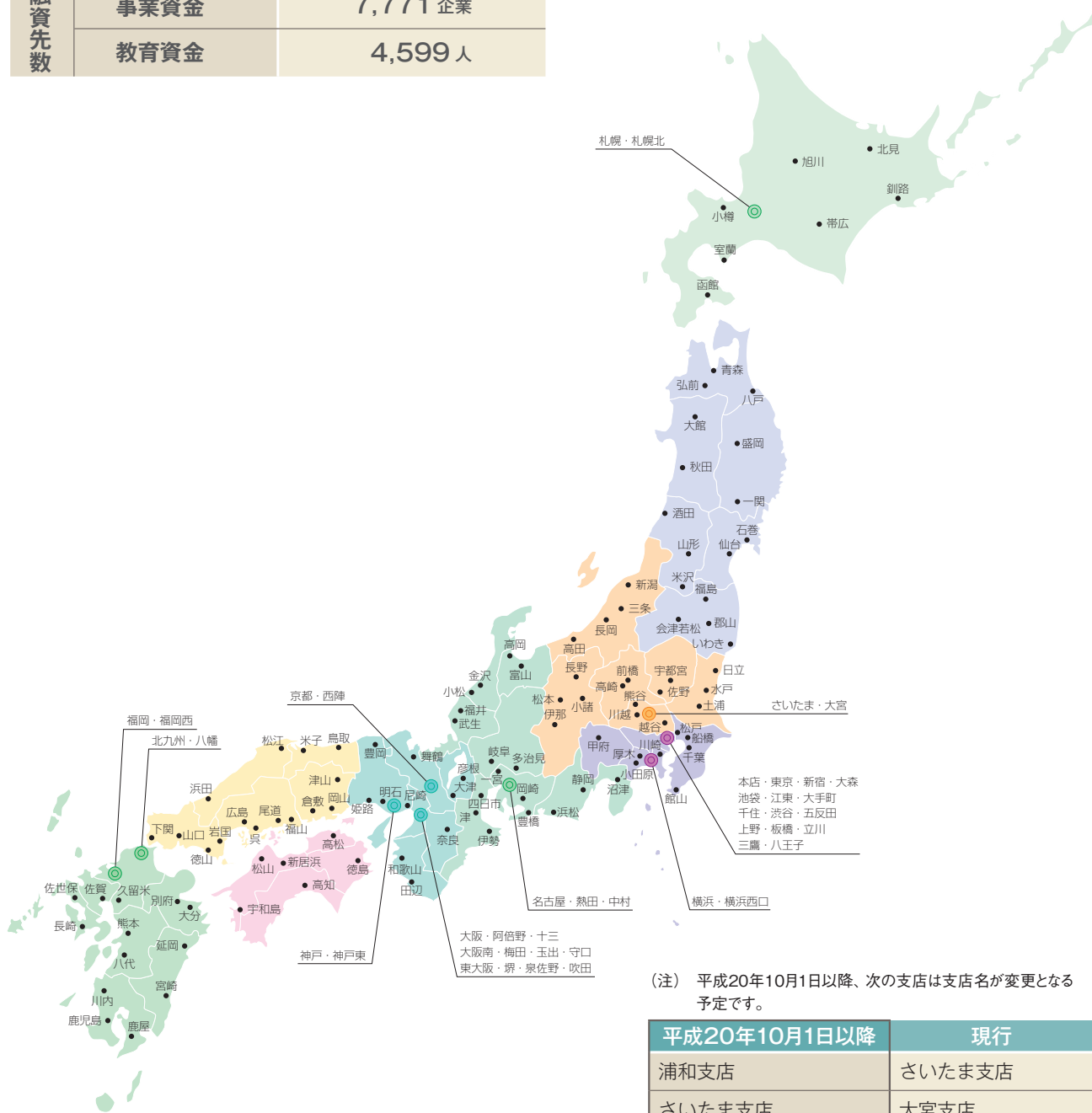
(注5)ご利用にあたっては年金の受給権の担保および連帯保証人(1名以上)が必要です(財)年金融資福祉サービス協会の保証制度が利用できます。)

組織・沿革



店舗網 ～全国152店舗のネットワーク～

1支店あたり（平均）	
職員数	26人
融資先数	事業資金 7,771企業
	教育資金 4,599人



(注) 平成20年10月1日以降、次の支店は支店名が変更となる予定です。

平成20年10月1日以降	現行
浦和支店	さいたま支店
さいたま支店	大宮支店
東京中央支店	東京支店
東京支店	大手町支店
名古屋中支店	名古屋支店
名古屋支店	中村支店
大阪西支店	大阪支店
大阪支店	梅田支店

本 店 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-3(公庫ビル) (03)3270-1389

●北海道(9店舗)

北海道

札幌支店 〒060-0001 札幌市中央区北1条西2-2-2(北海道経済センター) (011)231-9131
札幌北支店 060-0807 札幌市北区北7条西2-8-1(北ビル) (011)726-4221
旭川支店 070-0034 旭川市四条通9-1704-12(朝日生命旭川ビル) (0166)23-5241
函館支店 040-0065 函館市豊川町20-9 (0138)23-8291
帯広支店 080-0013 帯広市西3条南6-2 (0155)24-3525
釧路支店 085-0013 釧路市栄町12-1-2 (0154)22-8131
北見支店 090-0036 北見市幸町1-2-22 (0157)24-4115
室蘭支店 050-0083 室蘭市東町2-9-8 (0143)44-1731
小樽支店 047-0032 小樽市稲穂2-1-3 (0134)23-1167

●東北(16店舗)

青森県

青森支店 〒030-0861 青森市長島1-4-2 (017)723-2331
八戸支店 031-0074 八戸市大字馬場町1-2 (0178)22-6274
弘前支店 036-8354 弘前市大字上鞆師町18-1(弘前商工会議所会館) (0172)36-6303

岩手県

盛岡支店 020-0024 盛岡市菜園2-7-21 (019)623-4376
一関支店 021-0877 一関市城内1-9 (0191)23-4157

宮城県

仙台支店 980-0014 仙台市青葉区本町3-1-8 (022)222-5171
石巻支店 986-0825 石巻市穀町16-1(明治中央ビル) (0225)94-1201

秋田県

秋田支店 010-0877 秋田市千秋矢留町2-8 (018)832-5641
大館支店 017-8567 大館市御成町2-3-38 (0186)42-3407

山形県

山形支店 990-0031 山形市十日町2-4-19(住友生命山形第2ビル) (023)642-1331
酒田支店 998-0036 酒田市船場町1-1-2 (0234)22-3120
米沢支店 992-0045 米沢市中央4-1-30(米沢商工会議所会館) (0238)21-5711

福島県

福島支店 960-8041 福島市大町1-16 (024)523-2341
いわき支店 970-8026 いわき市平字菱川町1-5 (0246)25-7251
会津若松支店 965-0878 会津若松市中町2-35 (0242)27-3120
郡山支店 963-8005 郡山市清水台1-6-21(山相郡山ビル) (024)923-7140

●北関東信越(20店舗)

茨城県

水戸支店 〒310-0021 水戸市南町3-3-55 (029)221-7137
土浦支店 300-0043 土浦市中央1-1-26(日本生命土浦ビル) (029)822-4141
日立支店 317-0073 日立市幸町1-4-1(三井生命日立ビル) (0294)24-2451

栃木県

宇都宮支店 320-0813 宇都宮市二番町1-31 (028)634-7141
佐野支店 327-0024 佐野市亀井町2649-3 (0283)22-3011

群馬県

前橋支店 371-0023 前橋市本町1-6-19 (027)223-7311
高崎支店 370-0826 高崎市連雀町81(日本生命高崎ビル) (027)326-1621

埼玉県

さいたま支店 〒330-0064 さいたま市浦和区岸町4-25-14 (048)822-7171
熊谷支店 360-0041 熊谷市宮町2-45 (048)521-2731
大宮支店 330-8547 さいたま市大宮区宮町3-1-2(明治安田生命ビル) (048)643-3711
川越支店 350-1123 川越市脇田本町14-1(日本生命川越ビル) (049)246-3211
越谷支店 343-0816 越谷市弥生町3-33(明治安田生命越谷ビル) (048)964-5561

新潟県

新 潟 支 店	951-8113	新潟市中央区寄居町332	(025)228-2151
長 岡 支 店	940-0087	長岡市千手3-9-23	(0258)36-4360
高 田 支 店	943-0833	上越市大町3-2-1	(025)524-2340
三 条 支 店	955-0092	三条市須頃1-20(三条商工会議所会館)	(0256)34-7511

長野県

長 野 支 店	380-0816	長野市三輪田町1291	(026)233-2141
松 本 支 店	390-8535	松本市中央1-4-20(日本生命松本駅前ビル)	(0263)33-7070
伊 那 支 店	396-0025	伊那市荒井3413-2	(0265)72-5195
小 諸 支 店	384-0025	小諸市相生町3-3-3(小諸商工会議所会館)	(0267)22-2591

●東京南関東(24店舗)

千葉県

千 葉 支 店	〒260-0013	千葉市中央区中央4-13-9	(043)227-1171
館 山 支 店	294-0045	館山市北条1063-2	(0470)22-2911
松 戸 支 店	271-0091	松戸市本町7-10(ちばぎんビル)	(047)367-1191
船 橋 支 店	273-0005	船橋市本町1-10-10(船橋商工会議所会館)	(047)433-8252

東京都

東 京 支 店	104-0033	東京都中央区新川1-17-28	(03)3553-3441
新 宿 支 店	160-0023	東京都新宿区西新宿1-14-9	(03)3342-4171
大 森 支 店	143-0016	東京都大田区大森北1-15-17	(03)3761-7551
池 袋 支 店	171-0022	東京都豊島区南池袋2-27-9(池袋室町ビル)	(03)3983-2131
江 東 支 店	130-0022	東京都墨田区江東橋3-7-8(日本生命錦糸町ビル)	(03)3631-8171
大 手 町 支 店	100-0004	東京都千代田区大手町1-9-3(公庫ビル)	(03)3270-1300
千 住 支 店	120-0036	東京都足立区千住仲町41-1(三井生命北千住ビル)	(03)3881-6175
渋 谷 支 店	150-0041	東京都渋谷区神南1-21-1(日本生命ビル)	(03)3464-3311
五 反 田 支 店	141-0031	東京都品川区西五反田1-31-1(日本生命五反田ビル)	(03)3490-7370
上 野 支 店	110-0015	東京都台東区東上野2-18-10(日本生命上野ビル)	(03)3835-1391
板 橋 支 店	173-0013	東京都板橋区氷川町39-2(板橋法人会館)	(03)3964-1811
立 川 支 店	190-8551	立川市錦町1-9-15	(042)524-4191
三 鷹 支 店	181-0013	三鷹市下連雀3-26-9(サンシロービル)	(0422)43-1151
八 王 子 支 店	192-0082	八王子市東町7-3	(042)646-7711

神奈川県

横 浜 支 店	231-8831	横浜市中区南仲通2-21-2	(045)201-9912
横 浜 西 口 支 店	220-0004	横浜市西区北幸1-11-7(日本生命ビル)	(045)311-2641
川 崎 支 店	210-0015	川崎市川崎区南町1-1(日本生命川崎ビル)	(044)211-1211
小 田 原 支 店	250-0014	小田原市城内1-21(小田原商工会館ビル)	(0465)23-3175
厚 木 支 店	243-8575	厚木市中町3-11-21(明治安田生命厚木ビル)	(046)222-3315

山梨県

甲 府 支 店	400-0031	甲府市丸の内2-30-2(甲府第一生命ビルディング)	(055)224-5361
---------	----------	----------------------------	---------------

●東海北陸(20店舗)

富山県

富 山 支 店	〒930-8533	富山市桜町2-6-11	(076)431-1191
高 岡 支 店	933-0912	高岡市丸の内1-40(高岡商工ビル)	(0766)25-1171

石川県

金 沢 支 店	920-0918	金沢市尾山町1-8(朝日生命金沢ビル)	(076)263-7191
小 松 支 店	923-0801	小松市園町二-1(小松商工会議所ビル)	(0761)21-9101

福井県

福 井 支 店	918-8004	福井市西木田2-8-1(福井商工会議所ビル)	(0776)33-1755
武 生 支 店	915-0802	越前市北府3-1-5	(0778)23-1133

岐阜県

岐 阜 支 店	500-8819	岐阜市千石町2-22	(058)263-2136
多 治 見 支 店	507-0837	多治見市青木町6-2	(0572)22-6341

静岡県

静岡支店	420-0034	静岡市葵区常磐町2-5-1	(054)254-4411
浜松支店	430-0917	浜松市中区常盤町132-14	(053)454-2341
沼津支店	410-8585	沼津市市場町5-7	(055)931-5281

愛知県

名古屋支店	460-0003	名古屋市中区錦1-11-20(大永ビル)	(052)221-7241
熱田支店	456-0025	名古屋熱田区玉の井町7-30	(052)681-2271
中村支店	450-0002	名古屋市中村区名駅3-25-9(堀内ビル)	(052)561-6301
豊橋支店	440-0806	豊橋市八町通2-15	(0532)52-3191
一宮支店	491-0852	一宮市大志2-3-18	(0586)73-3131
岡崎支店	444-0043	岡崎市唐沢町1-4-2(朝日生命岡崎ビル)	(0564)24-1711

三重県

津支店	514-0028	津市東丸之内20-12(日本生命津ビル) <small>(平成20年9月に次の住所に移転する予定です。〒514-0021 津市万町津133)</small>	(059)227-5211
四日市支店	510-0088	四日市市元町9-18	(059)352-3121
伊勢支店	516-0074	伊勢市本町4-3(三井生命ビル)	(0596)24-5191

●近畿(25店舗)

滋賀県

大津支店	〒520-0047	大津市浜大津1-2-28	(077)524-1656
彦根支店	522-0075	彦根市佐和町11-34	(0749)24-0201

京都府

京都支店	604-8145	京都市中京区東洞院通蛸薬師下る元竹田町630 <small>(平成20年9月に次の住所に移転する予定です。〒600-8006 京都市下京区四条通柳馬場西入立売中之町99 四条SETビル)</small>	(075)211-3231
西陣支店	602-8375	京都市上京区一条通御前通西入大上之町82	(075)462-5121
舞鶴支店	624-0923	舞鶴市字魚屋66	(0773)75-2211

大阪府

大阪支店	550-0005	大阪市西区西本町1-13-47(新信濃橋ビル)	(06)6538-1401
阿倍野支店	545-0053	大阪市阿倍野区松崎町3-15-12	(06)6621-1441
十三支店	532-0025	大阪市淀川区新北野1-9-24(三井生命十三ビル)	(06)6305-1631
大阪南支店	542-0086	大阪市中央区西心斎橋2-2-7(心斎橋東京海上日動ビル)	(06)6211-7507
梅田支店	530-0057	大阪市北区曽根崎2-3-5(梅新第一生命ビルディング)	(06)6315-0301
玉出支店	557-0044	大阪市西成区玉出中2-15-22(明治安田生命玉出ビル)	(06)6659-1261
守口支店	570-0094	守口市京阪北本通4-10	(06)6993-6121
東大阪支店	577-0054	東大阪市高井田元町2-9-2	(06)6782-1321
堺支店	591-8025	堺市北区長曾根町130-23(堺商工会議所会館)	(072)257-3600
泉佐野支店	598-0007	泉佐野市上町3-1-6	(072)462-1355
吹田支店	564-0027	吹田市朝日町27-14(ウラタビル)	(06)6319-2061

兵庫県

神戸支店	650-0023	神戸市中央区栄町通5-2-19	(078)341-4981
神戸東支店	657-0035	神戸市灘区友田町3-6-15(KHK灘ビル)	(078)854-2900
明石支店	673-0898	明石市樽屋町8-36	(078)912-4114
姫路支店	670-0917	姫路市忍町200	(079)225-0571
尼崎支店	660-0892	尼崎市東難波町4-18-1	(06)6481-3601
豊岡支店	668-0032	豊岡市千代田町10-6	(0796)22-4327

奈良県

奈良支店	630-8253	奈良市内侍原町51-1	(0742)23-8041
------	----------	-------------	---------------

和歌山県

和歌山支店	640-8158	和歌山市十二番丁58	(073)422-3151
田辺支店	646-0031	田辺市湊1666-8	(0739)22-6120

●中国(15店舗)

鳥取県

鳥取支店	〒680-0834	鳥取市永楽温泉町251	(0857)22-3156
米子支店	683-0812	米子市角盤町2-101	(0859)34-5821

島根県

松江支店	690-0887	松江市殿町111(松江センチュリービル)	(0852)23-2651
浜田支店	697-0027	浜田市殿町82-7	(0855)22-2835

岡山県

岡山支店	700-0825	岡山市田町1-11-13	(086)225-0011
津山支店	708-0022	津山市山下18-1	(0868)22-6135
倉敷支店	710-0055	倉敷市阿知2-9-10(藤徳物産ビル)	(086)425-8401

広島県

広島支店	730-8582	広島市中区国泰寺町2-3-20	(082)244-2231
尾道支店	722-0014	尾道市新浜1-6-26	(0848)22-6111
福山支店	720-0814	福山市光南町2-2-7	(084)922-6550
呉支店	737-0045	呉市本通4-9-7-101(明治安田生命呉ビル)	(0823)24-2600

山口県

山口支店	753-0074	山口市中央5-2-47	(083)922-3660
下関支店	750-0016	下関市細江町2-4-3	(083)222-6225
徳山支店	745-0836	周南市慶万町4-2	(0834)21-3455
岩国支店	740-0017	岩国市今津町1-8-1(一番町ビル)	(0827)22-6265

●四国(6店舗)

徳島県

徳島支店	〒770-0856	徳島市中洲町1-58	(088)622-7271
------	-----------	------------	---------------

香川県

高松支店	760-0023	高松市寿町2-2-7(COI高松ビル)	(087)851-0181
------	----------	---------------------	---------------

愛媛県

松山支店	790-0878	松山市勝山町2-6-3(日本生命松山ビル)	(089)941-6148
新居浜支店	792-8691	新居浜市繁本町3-3	(0897)33-9101
宇和島支店	798-0060	宇和島市丸之内1-3-24(商工会議所会館)	(0895)22-4766

高知県

高知支店	780-0834	高知市堺町2-26(高知中央第一生命ビルディング)	(088)822-3191
------	----------	---------------------------	---------------

●九州(17店舗)

福岡県

福岡支店	〒812-8689	福岡市博多区博多駅前3-21-12	(092)411-9111
福岡西支店	810-0041	福岡市中央区大名1-4-1(NDビル)	(092)712-4381
北九州支店	802-0004	北九州市小倉北区鍛冶町1-10-10(大同生命北九州ビル)	(093)541-7550
八幡支店	806-0021	北九州市八幡西区黒崎3-1-7(日本生命黒崎ビル)	(093)641-7715
久留米支店	830-0032	久留米市東町36-8(三井生命ビル)	(0942)34-1212

佐賀県

佐賀支店	840-0816	佐賀市駅南本町4-21	(0952)22-3341
------	----------	-------------	---------------

長崎県

長崎支店	850-0057	長崎市大黒町10-4	(095)824-3141
佐世保支店	857-0043	佐世保市天満町2-21	(0956)22-9155

熊本県

熊本支店	860-0801	熊本市安政町4-22 (平成20年10月に次の住所に移転する予定です。〒860-0804 熊本市幸島町5-1 日本生命熊本ビル)	(096)353-6121
八代支店	866-0857	八代市出町4-17	(0965)32-5195

大分県

大分支店	870-0035	大分市中央町2-9-24(三井生命大分ビル) (平成20年9月に次の住所に移転する予定です。〒870-0034 大分市都町2-1-12)	(097)535-0331
------	----------	---	---------------

別府支店	874-0924	別府市餅ヶ浜町9-1	(0977)25-1151
------	----------	------------	---------------

宮崎県

宮崎支店	880-0806	宮崎市広島2-12-11(太陽生命宮崎ビル)	(0985)23-3274
延岡支店	882-8678	延岡市瀬之口町1-3-10	(0982)33-6311

鹿児島県

鹿児島支店	892-8626	鹿児島市東千石町14-10(天文館三井生命南国テレホンビル)	(099)224-1241
鹿屋支店	893-0006	鹿屋市向江町8-17	(0994)42-5141
川内支店	895-0027	薩摩川内市西向田町5-29(明治安田生命川内ビル)	(0996)20-2191

(平成20年8月4日現在)

当公庫のあゆみ

	設立当時 (昭和24年度末)	現在 (平成19年度末)
店舗数	19店	152店
職員数	577人	4,721人 ^(*)
総融資残高(件数)	24万件	278万件
総融資残高(金額)	35億円	7兆8,605億円

(*)平成20年度上期の予算定員です。

- は国民金融公庫のできごと ●は環境衛生金融公庫のできごと
 ●は両公庫共通のできごと ●は国民生活金融公庫のできごと

昭和20年代

- 24年6月 国民金融公庫設立
(本所 東京都台東区東黒門町、資本金13億円)
- 28年10月 恩給担保貸付を開始



日本所建物(昭和24年当時)

公庫本所業務部の開門を待つ人々(昭和24年6月1日)



昭和30年代

- 30年6月 店舗数60となる
- 32年12月 引揚者国債担保貸付を開始
- 34年9月 伊勢湾台風に災害貸付を実施
- 37年11月 本所を台東区東黒門町から千代田区大手町(現在地)に移転
- 39年9月 店舗数100となる



災害貸付のご相談で混雑する支店窓口(昭和34年9月、伊勢湾台風災害)

環境衛生金融公庫設立当時の業務風景



昭和40年代

- 41年9月 呼称を変更(本所、支所、代理所→本店、支店、代理店)
- 42年9月 環境衛生金融公庫設立(本店 東京都港区赤坂、資本金10億円)
- 10月 環境衛生金融公庫設立に伴い、国民金融公庫が環境衛生金融公庫からの受託業務を開始
- 10月 国民金融公庫から環境衛生金融公庫へ環境特別貸付にかかる債権を譲渡
- 43年5月 融資の一元化(環境衛生関係営業を営むのに必要な設備資金は、原則としてすべて環境衛生金融公庫の資金により一元的に融資)
- 6月 生鮮食料品等小売業近代化資金貸付(食品貸付)を開始
- 6月 流通近代化資金貸付を開始
- 45年9月 代理店扱における本店申請制度の取扱を開始
- 47年7月 民間金融機関に対し業務の直接委託を開始
- 48年10月 経営改善貸付(マル経融資)を開始
- 10月 環衛改善貸付(現 生活衛生改善貸付)を開始
- 10月 事務センター完成(三鷹市)
- 49年6月 大手町支店、武蔵野支店で総合オンライン本稼働

昭和50年代

- 50年5月 店舗数120となる
- 8月 元利金回収事務の電算化(民間金融機関取扱分)
- 53年4月 普通貸付(一般貸付)の範囲内で特定設備資金の取扱を開始
- 7月 全店で総合オンライン完成
- 54年1月 進学貸付を開始
- 57年1月 直接貸付業務を開始
- 4月 労働福祉事業団からの労災年金担保貸付受託業務を開始
- 4月 公衆浴場確保対策の実施
- 58年4月 振興事業施設貸付(上乗せ方式)を実施

昭和60年代

- 60年3月 店舗数151となる
- 12月 経済調整対策等貸付を開始
- 61年10月 振興事業運転資金貸付を開始
- 63年1月 年金福祉事業団からの厚生年金等担保貸付受託業務を開始
- 4月 振興事業設備貸付を開始(基本限度額方式として新たに創設)

平成元年以降

●	3年 6月	総合研究所を設置
●	9月	進学貸付を教育貸付へ衣替え
●	4年 9月	緊急特例限度貸付を開始
●	7年 1月	阪神・淡路大震災に災害貸付を実施
●	3月	五反田出張所(現 五反田支店)開設(店舗数152)
●	8年 3月	新規開業支援室を設置
●	8月	O-157対策緊急融資を実施
●	9月	教育貸付についてテレフォン・FAXサービスを開始
●	9年 9月	国民金融公庫と環境衛生金融公庫の統合を含む「特殊法人等の整理合理化について」が閣議決定
●	12月	金融環境変化対応貸付を開始
●	10年 3月	事業資金貸付についてFAXサービスを開始
●	4月	衛生環境激変特別貸付を開始
●	5月	事業展開支援貸付を開始
●	6月	環境衛生金融公庫法の一部改正(融資対象の拡大)
●	6月	運転資金円滑化特別貸付を開始
●	11年 4月	女性・中高年起業家支援資金を開始
●	5月	国民生活金融公庫法(「国民金融公庫法の一部を改正する法律」)が成立
●	10月	国民生活金融公庫発足
●	12月	環衛貸付(現 生活衛生貸付)の融資対象者を拡大
●	12年 3月	有珠山の火山活動に対して災害貸付を実施
●	12月	政府保証第1回国民生活債券を発行
●	12月	セーフティネット貸付(経営安定貸付および生活衛生経営安定貸付)を開始
●	13年 1月	情報技術導入促進貸付(IT貸付)を開始
●	3月	国際交流室を設置
●	4月	金利体系を変更(返済期間に応じて異なる利率が適用されることとなる)
●	7月	新創業融資制度を開始
●	10月	BSE(牛海綿状脳症)対策として衛生環境激変特別貸付を実施
●	14年 4月	特別貸付の整理統合を実施
●	5月	第1回国民生活債券(財投機関債)を発行
●	6月	国民生活金融公庫運営懇話会を設置
●	15年 1月	ホームページから借入申込の受付を開始
●	1月	第三者保証人等を不要とする融資を開始
●	2月	経済再生貸付・生活衛生経済再生貸付を開始

●	15年 3月	信用リスク管理室を設置
●	6月	サービスアップ委員会を設置
●	6月	SARS(重症急性呼吸器症候群)対策として衛生環境激変特別貸付を実施
●	16年 3月	高病原性鳥インフルエンザ対策として衛生環境激変特別貸付を実施
●	4月	総合企画部を設置
●	4月	企業再建資金を開始
●	10月	台風23号および新潟県中越地震に対して災害貸付を実施
●	17年 4月	新事業活動促進資金を開始
●	7月	創業支援部・こくさん創業支援センターを設置
●	9月	教育ローンコールセンターを設置
●	9月	台風14号に対して災害貸付を実施
●	18年 1月	新体制移行準備委員会および新体制移行準備室を設置
●	2月	アスベスト関連の融資制度を開始
●	3月	こくさん創業支援センターを全国14地区へ拡大
●	3月	経営相談室を設置
●	4月	財務向上サポート資金を開始
●	5月	国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫および国際協力銀行の統合を含む「行政改革推進法」が成立
●	7月	支店運営室を設置
●	19年 3月	統合リスク管理室を設置
●	3月	こくさん創業支援センターを全国15地区へ拡大
●	4月	再チャレンジ支援融資を開始
●	4月	こくさんビジネスサポートプラザ新宿を設置
●	5月	株式会社日本政策金融公庫法が成立
●	7月	新潟県中越沖地震に対して災害貸付を実施
●	8月	教育ローンコールセンターの営業時間を拡大
●	8月	こくさんビジネスサポートプラザ梅田を設置
●	20年 3月	プロジェクトZERO推進室の設置
●	3月	女性活躍推進室の設置
●	3月	地域活性化室、地区地域活性化室(全国9地区)を設置
●	3月	こくさん創業支援センターを全国16地区へ拡大
●	7月	お客さまサービス室を設置
●	7月	こくさんビジネスサポートプラザ名古屋を設置

関連公益法人

当公庫の業務に関連している公益法人として以下のものがあります。

法人名	所在地	主な業務内容	設立年月	基本財産
(財)教育資金融資保証基金	東京都千代田区内神田 2-15-9	公庫が行う教育資金融資にかかる債務の保証	昭和53年12月	150億円
(財)公庫団信サービス協会	東京都千代田区神田錦町 2-11	公庫の債務者等にかかる団体信用生命保険契約の締結・管理・債務の弁済	昭和62年8月	50億円

索引

あ行

あゆみ	59
1企業あたりの平均融資残高	10
一般会計借入金	47
運営懇話会	33
衛生環境激変特別貸付	14,50
お客さまサービス室	43
恩給・共済年金担保貸付	6,30,52

か行

開示請求	42
環境に配慮した取り組み	44
関連公益法人	60
企業再建・事業承継支援資金(企業再生貸付)	23,49
記名国債担保貸付	52
キャリアカムバックプラン	44
教育貸付	6,29,52
業種別融資残高構成比	12
経営改善貸付	6,11,13,49
経営改善資金特別準備金	47
経営方針・経営目標・年度計画	7
厚生年金等担保貸付	6,52
行動指針	7
顧客保護等管理方針	40
こくさん創業支援センター	20
こくさんビジネスサポートプラザ	20,27
国際交流	31
個人情報保護	41
個人・法人別、資本金別融資構成比	10
コンプライアンスの体制・取り組み	36

さ行

災害貸付	26
財政投融资	48
再チャレンジ支援融資(再挑戦支援資金)	19,49
財投機関債	48
産学連携	24
資金調達	48
従業者規模別融資構成比	10
収支差補給金(国民生活金融公庫補給金)	45
収支状況	45
商店街活性化支援	22
情報公開	42
情報提供	28
女性活躍推進室	44
女性、若者/シニア起業家資金	18,49
新事業活動促進資金	19,49
新創業融資制度	11,17,51

生活衛生改善貸付	6,11,14,50
生活衛生貸付	6,14,50
政策公庫のアウトライン	4
政策実施評価報告書	34
セーフティネット貸付	49
創業支援	17
組織	53

た行

第三者保証人等を不要とする融資	11,51
第二創業支援	19
担保別融資構成比	11
地域金融機関との連携	23
地域別融資残高構成比	12
中小企業地域資源活用プログラム	21
中心市街地活性化支援	22
ディスクロージャー	42
店舗網	54
統合リスク管理室	37
特別貸付	49
特別相談窓口	25

な行

内部統制基本方針	35
日本政策金融公庫	3

は行

PDCAマネジメントサイクル	33
普通貸付(一般貸付)	6,49
不良債権の状況	48
プロジェクトZERO推進室	43
返済条件の緩和	23
法定貸借対照表	46
ホームページ	28
保証人別融資構成比	11

ま行

民間企業仮定貸借対照表	46
無担保・無保証人の融資	11

や行

役員	53
融資金額別構成比	10
融資先企業数	9
融資制度	49

ら行

リスク管理の体制	37
リレーションシップバンキング	23



▲ 統合周知ポスター

統合する 4 機関共同で作成したものです。